

福崎町男女共同参画基本計画

【改訂版】

～みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち　ふくさき～



令和3年(2021年)3月
福崎町

はじめに

近年、全国的に人口が減少している中、活力あるまちづくりを推進するためには、誰もが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

福崎町では、平成 26 年（2014 年）12 月に策定した「第 5 次福崎町総合計画」において男女共同参画の社会づくりを掲げ、平成 28 年 3 月に「第 1 次福崎町男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取組を進めてまいりました。



しかし計画策定以降、国においては、「働き方改革関連法」の成立や「女性活躍推進法」の改正に伴う男女の働き方・暮らし方の見直しや、あらゆる分野における女性の活躍推進に向けた施策が展開されています。また住民意識調査からは、社会の様々な場面で男女の不平等を感じておられたり、仕事と家庭の両立を実現しにくい環境であるといった意見が見受けられるとともに、増加傾向にあるひとり親世帯や外国人等に対する支援、あらゆる暴力や差別など人権侵害を防止する取組が求められています。

このような新たな社会情勢の変化や町の現状に対応するため、計画策定から 5 年目を迎えるにあたり中間見直しを行いました。本計画は、性別、年齢、障がいの有無を越えて、だれもが可能性を追及し、チャレンジできる社会をめざしています。しかしながら、「男女共同参画社会」は町の取組だけで実現できるものではなく、町民の皆様一人ひとりが、その大きさを理解し、自らの意思によりに取組を進めていただくことがとても重要です。

今後は、本計画をもとに、住民、企業、地域、行政などによる協働・連携のもと、男女共同参画社会の実現に向け、積極的に施策の実施に取り組んで参りますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました福崎町男女共同参画基本計画策定委員の皆様をはじめ、町民意識調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年（2021 年）3 月

福崎町長 尾崎 吉晴

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	2
3. 計画の性格	10
4. 計画の期間	10
第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 基本理念	11
2. 基本目標	11
3. 施策体系	12
第3章 施策の方向と内容	14
1. 【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現	14
（1）男女共同参画社会に向けた町民理解の推進	14
（2）人権を尊重する意識の定着	18
（3）多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	20
（4）相談機能の充実とネットワークづくり	22
（5）セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進	25
（6）性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進	27
2. 【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現	29
（1）あらゆる分野への女性の参画拡大	29
（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	32
（3）男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	35
（4）女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進	38
（5）行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進	40
（6）審議会などにおける女性の積極的登用	41
（7）地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	42
3. 【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実	45
（1）ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	45
（2）人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	48
（3）メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成	49
（4）生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	51
4. 【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実	54
（1）ひとり親家庭への支援	54
（2）女性の健康の保持・増進対策の充実	55

(3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	57
(4) 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供	58
(5) 介護における意識改革	59
(6) 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実	62
(7) すべての人にやさしい「まちづくり」の推進	64
5. 【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援	66
(1) DV被害の早期発見と相談体制の整備	66
(2) DV根絶に向けた啓発・教育の推進	70
(3) DV被害者への支援体制の整備	73
第4章 計画の推進体制	75
1. 推進体制の整備	75
2. 計画推進のための連携強化	75
3. 計画推進のための活動基盤の整備	75
第5章 数値目標	76
資料編	78
福崎町民の男女共同参画の意識	78
福崎町男女共同参画基本計画策定経過	83
福崎町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	85
福崎町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿	86
用語集	87

計画書の見方

1. 本計画の文中の語句の後にある（*）は、用語集に記載されている語句を示しています。
なお、その言葉が最初に表されている箇所に付記しています。
2. 「町民」とは、町内に住所を有する者（住民）及び自治会などの各種団体、町内へ通勤または通学する人及び町内で事業または活動を行う団体（大学、事業所など）をいいます。
3. 男女共同参画に関する町民意識調査結果（P14～P71 のグラフ）において、回答者数（無効回答を含む）を「N」として表示しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、それぞれの個性と能力を十分に發揮し、いきいきと暮らすことができる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され、様々な取り組みが行われてきました。

これらの取り組みにより、意識や社会慣習の上での男女の固定的な役割分担に関する考え方は改善傾向にあります。しかし、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

本町では、男女共同参画社会の実現を困難にする様々な問題が増えている現状やこれまでの取り組みの成果、課題などを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題にも対応し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策を展開するため、平成28年3月に「福崎町男女共同参画基本計画」を策定しました。

さらに、本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV^{*}防止法)の趣旨を踏まえ、DV被害の早期発見とDV被害者支援のため、体制の強化を図るとともに、DV防止に向けた啓発や教育を重視した「福崎町配偶者等暴力(DV)対策基本計画」を包含します。

また、平成27年(2015年)8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が成立するなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠であることから、本計画は、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、「福崎町女性活躍推進計画」も包含します。

2. 計画の背景

(1) 全国では

安倍内閣では、「女性の活躍」を国の成長戦略の中核に位置付け、経済界への要請（平成25年（2013年）4月）や、経済成長へ向けた日本再興戦略（平成25年（2013年）6月）など、経済活動における女性活躍の推進に向けた様々な取り組みを打ち出してきました。また、平成26年（2014年）10月には、総理を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、早急に実施すべき施策「すべての女性が輝く政策パッケージ※」を決定しました。併せて、この事務局として内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」が置かれるなど、機運がこれまでになく高まり、日本社会が明らかに変わり始めました。平成26年（2014年）には、東京において「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW！）が「女性が輝く社会」を実現するための取り組みの一環として開催されました。世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取り組みについて議論が行われました。

また、「DV防止法」の改正や「女性活躍推進法」の成立など、女性が能力を十分発揮する社会を実現するために、極めて重要な法整備も進んできましたが、一方で、女性の健康支援においては、その心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策が重要とする「女性の健康の包括的支援に関する法律案」が解散によって廃案になるなど、未だ課題も見られます。

国では、平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画基本計画を総合的、計画的に推進しており、令和2年（2020年）12月に「第5次基本計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～5年度（2025年度））が策定されました。サブタイトルは、「～全ての女性が輝く令和の社会へ～」とし、新たな計画には、①あらゆる分野における女性の参画拡大、②安全安心な暮らしの実現、③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、に関する取り組みを進めることができます。

(2) 兵庫県では

兵庫県では、男女共同参画社会の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」第14条の規定に基づき、平成13年（2001年）3月に「兵庫県男女共同参画計画－ひょうご男女共同参画プラン21－」（計画期間：平成13年度（2001年度）～22年度（2010年度））を策定し、男女共同参画に関する総合的かつ計画的な取り組みを進めてきました。平成28年度（2016年度）3月には、これまでの成果や社会経済情勢の変化を踏まえた平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5ヵ年計画となる「第3次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン2020』」を策定し、この計画のもと、男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる社会を目指して、県民、地域団体・NPO、企業、行政などの参画と協働により、さらなる取り組みを展開しています。

現在、令和3年度（2021年度）を初年度とする「第4次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン2025』」に向けた議論が進められています。新たな計画には、基本理念として、男女がともに、いつでもどこでもいきいきと生活できる社会を目指し、①だれもがそれぞれの個性と能力

を十分に發揮できる社会、②だれもが互いに支え合える社会、③だれもが健やかに安心して暮らせる社会、の実現を掲げています。

また、令和2年(2020年)3月には、第二期となる「兵庫県地域創生戦略（2020～2024）」が策定され、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくことを目的としており、男女共同参画社会の形成は、この地域創生により目指すべき社会の基礎を成すものであることからも、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

（3）福崎町では

①町の取り組み

福崎町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考え方から女性の社会参画の支援に努めてきました。

平成5年(1993年)から「女性セミナー(平成15年(2003年)にサルビアセミナー講座に改名)」を開講し、女性の意識と能力の向上を図りました。

平成23年(2011年)には女性委員会を設置し、女性問題及び町政に対する率直な意見・提言が出されています。

平成30年度(2018年度)には「福崎町第5次総合計画（後期基本計画）」が策定され、先に策定された福崎町男女共同参画基本計画に基づき、住民・企業・地域・行政などによる協働・連携のもと、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を推進しています。

また、町政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、審議会委員などへの女性の積極的登用を進めています。

②町の社会情勢

○人口構造の状況

令和2年(2020年)4月1日現在の人口ピラミッドをみると、男性では「45~49歳」が最も多く726人、女性では「70~74歳」が最も多く762人となっています。

人口ピラミッド(令和2年(2020年)4月1日現在) 総人口【19,101人】

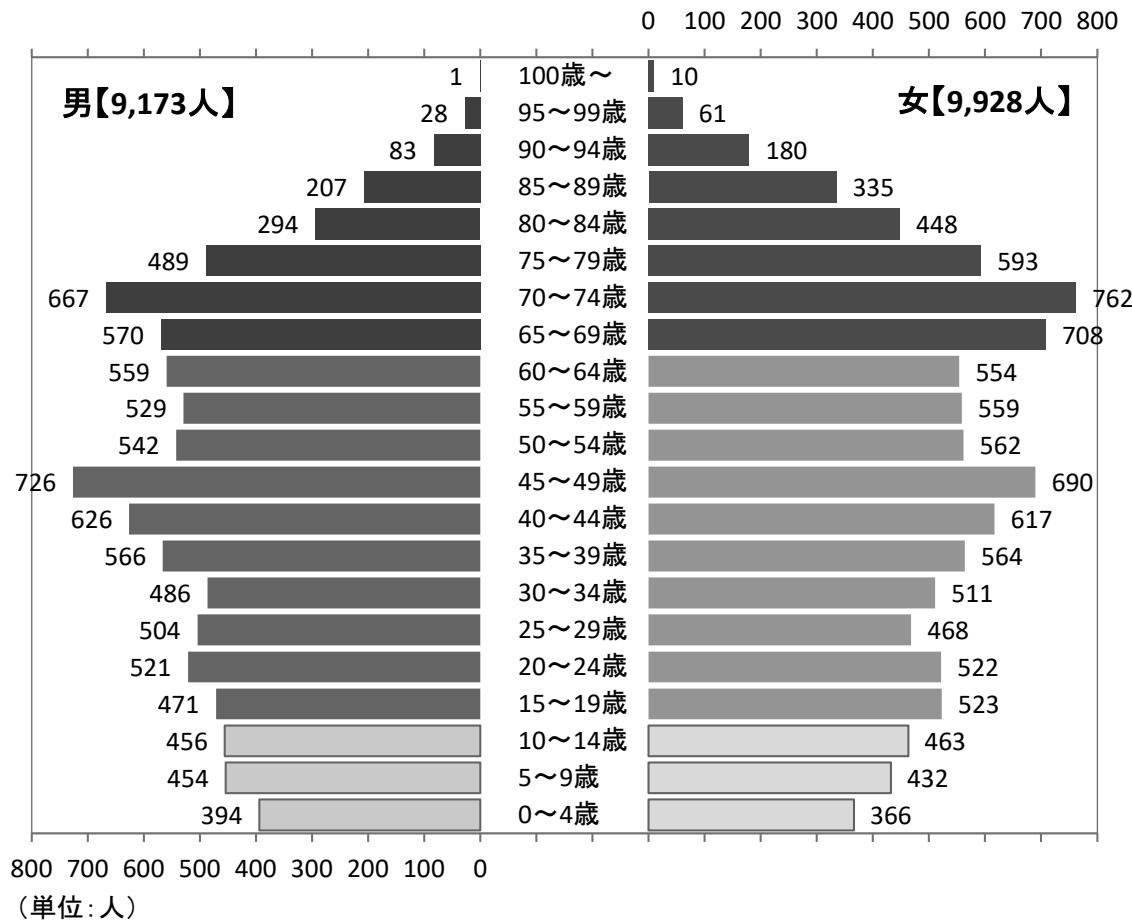
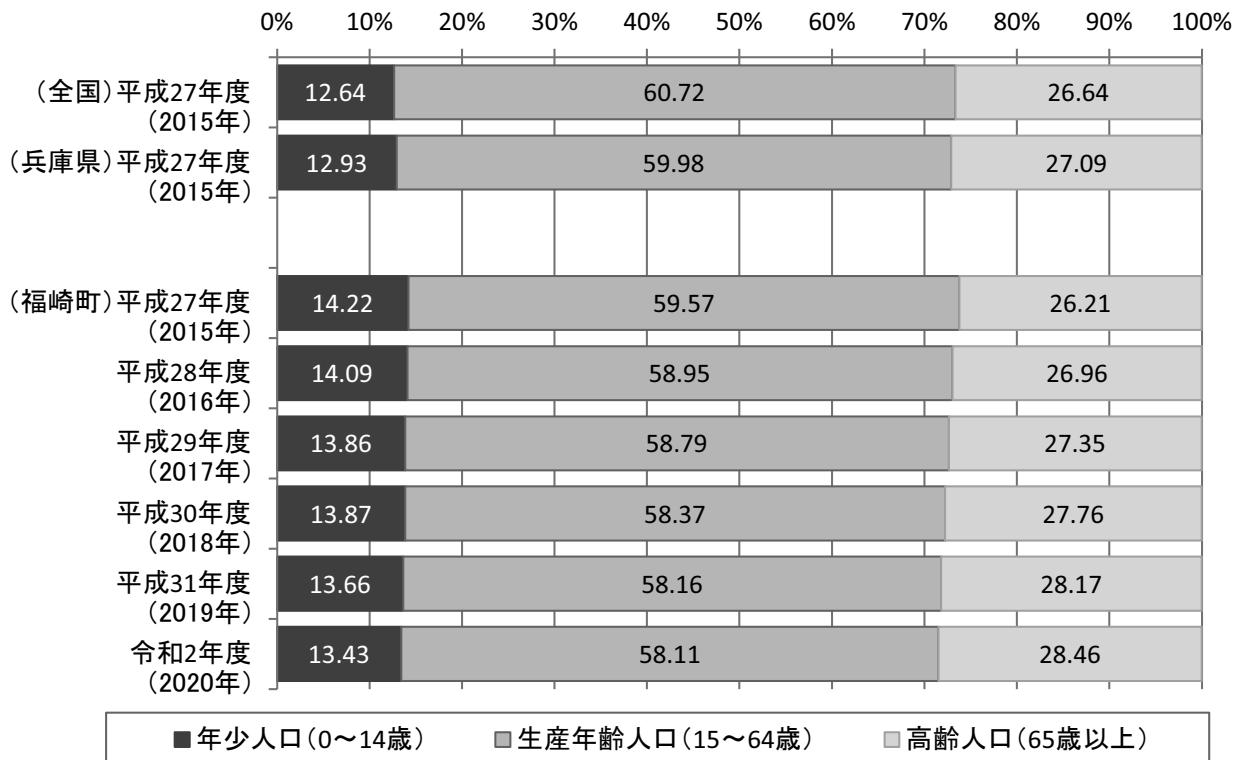


図1 人口構造の状況

資料：住民基本台帳

○人口構造の推移

福崎町における人口構造の推移をみると、平成28年(2016年)以降において生産年齢人口※は減少傾向、高齢人口は増加傾向となっていますが、横ばい傾向にあった年少人口は、平成28年(2016年)以降減少傾向にあります。



	単位:人							
	全国	兵庫県	福崎町					
			平成27年 (2015年)		平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
0~14歳	15,886,810	706,871	2,788	2,755	2,709	2,681	2,632	2,565
15~64歳	76,288,736	3,280,212	11,681	11,525	11,489	11,284	11,203	11,100
65歳以上	33,465,441	1,481,646	5,139	5,271	5,346	5,367	5,426	5,436

図表2 人口構造の推移

資料：住民基本台帳

○世帯数の推移

福崎町の世帯数の推移をみると、総世帯数においては、平成 7 年(1995 年)に 5,325 世帯であったものが、平成 27 年(2015 年)には 6,892 世帯と増加傾向にあり、平均世帯人員においては、平成 7 年(1995 年)に 3.7 人であったものが、平成 27 年(2015 年)には 2.9 人と減少傾向にあることから、核家族化が進んでいることがわかります。

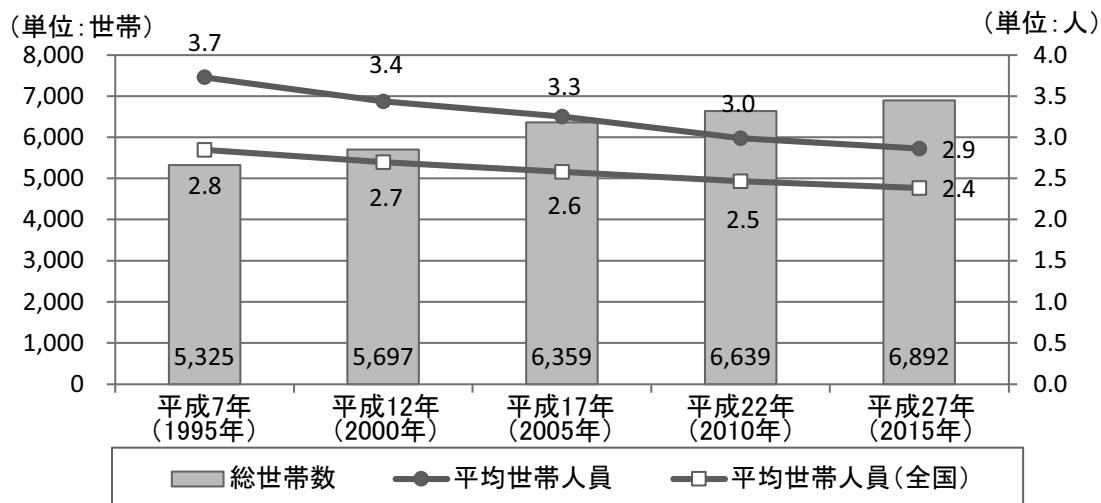


図 3 世帯数の推移

資料：国勢調査

○合計特殊出生率の推移

福崎町における合計特殊出生率※の推移をみると、増減を繰り返していますが、平成 7 年(1995 年)に 1.34 であったものが、平成 27 年(2015 年)には 1.60 となっており、全体的には増加傾向にあることがわかります。

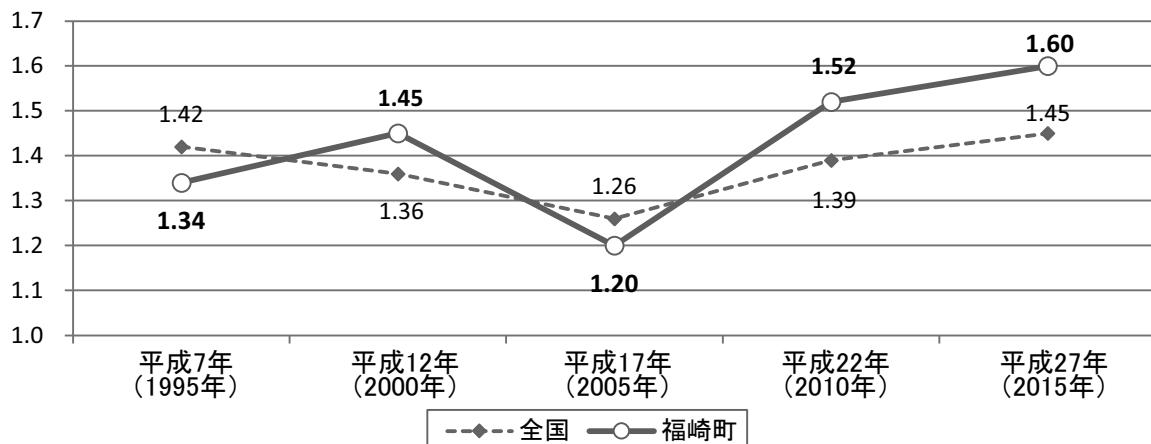


図 4 合計特殊出生率の推移

資料：国勢調査

○出生・死亡数、転入・転出数の推移

出生・死亡数の推移をみると、増減を繰り返していますが、平成 26 年(2014 年)以降の自然増減は、減少傾向にあります。また、転入・転出数の推移をみると、平成 23 年(2011 年)以降は社会増となっていましたが、令和元年(2019 年)は転出超過となり、-48 人となっています。

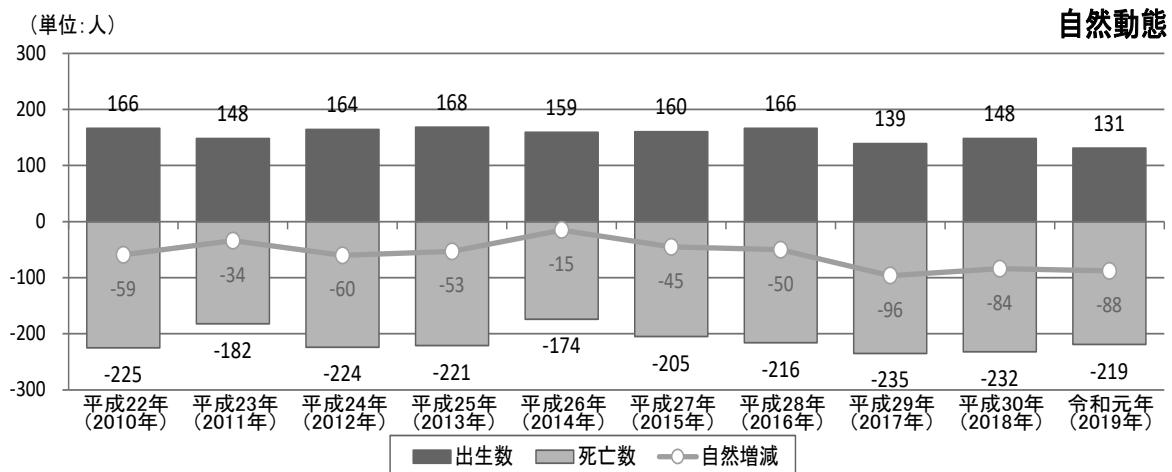


図 5 出生・死亡数の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態について（総務省）

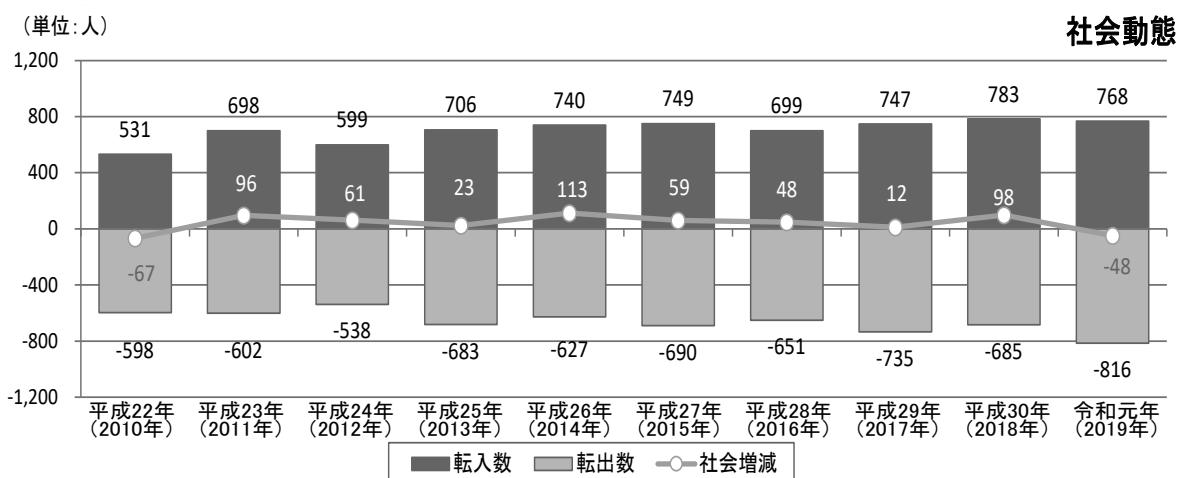


図 6 転入・転出数の推移

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態について（総務省）

○婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移について、婚姻・離婚件数とともに増減を繰り返していますが、平成30年(2018年)と令和元年(2019年)を比較すると、婚姻件数は13件減少、離婚件数は9件減少となっています。

(単位:件)

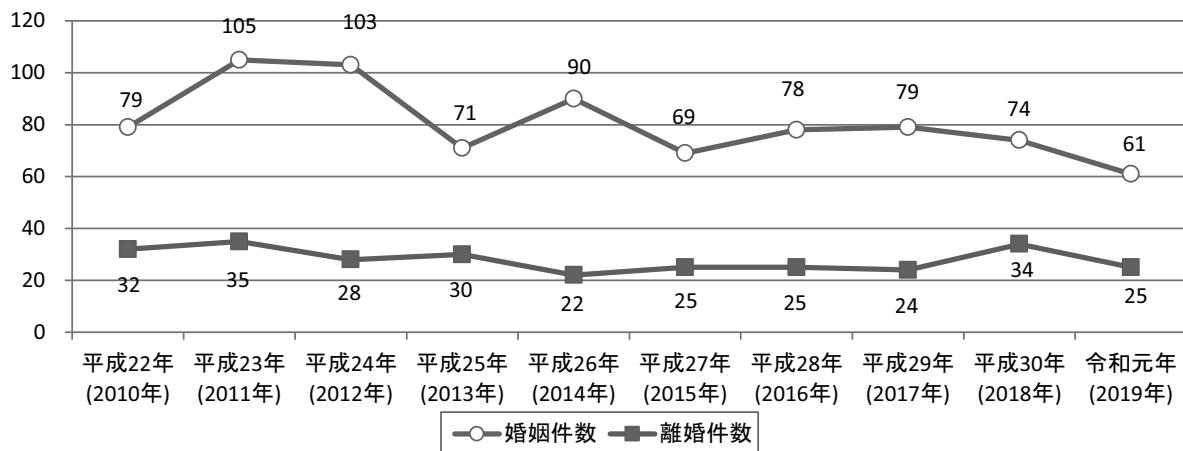


図7 婚姻・離婚件数の推移

資料：保健年報

○産業構造の推移

福崎町の産業構造の推移をみると、第一次産業の割合は増減を繰り返しており、第二次産業の割合は減少傾向、第三次産業の割合は増加傾向となっています。平成27年(2015年)時点において、国・県と比較すると、第二次産業の割合は国・県を上回っていますが、第三次産業の割合は国・県を下回っています。

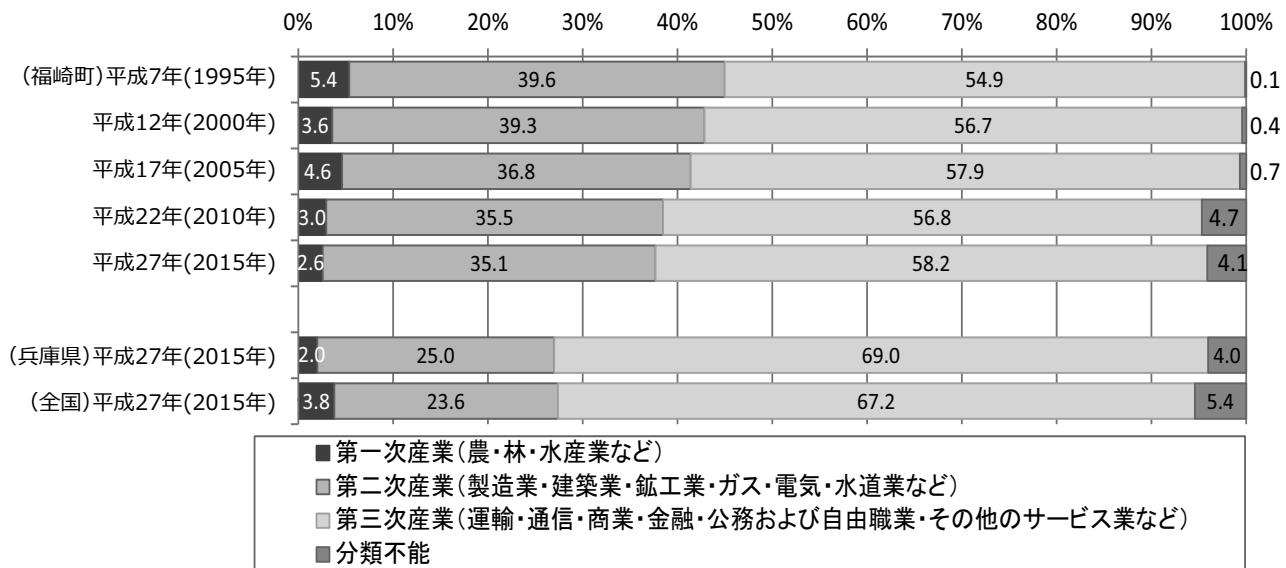


図8 産業構造の推移

資料：国勢調査

○女性の労働力率の状況

平成 27 年(2015 年)における福崎町の女性の労働力率を年齢別にみると、出産・育児をする女性が多くなるまでの 30 歳代で大きく低下しており、全国平均と同じ傾向の、いわゆる「M 字カーブ」を描いています。

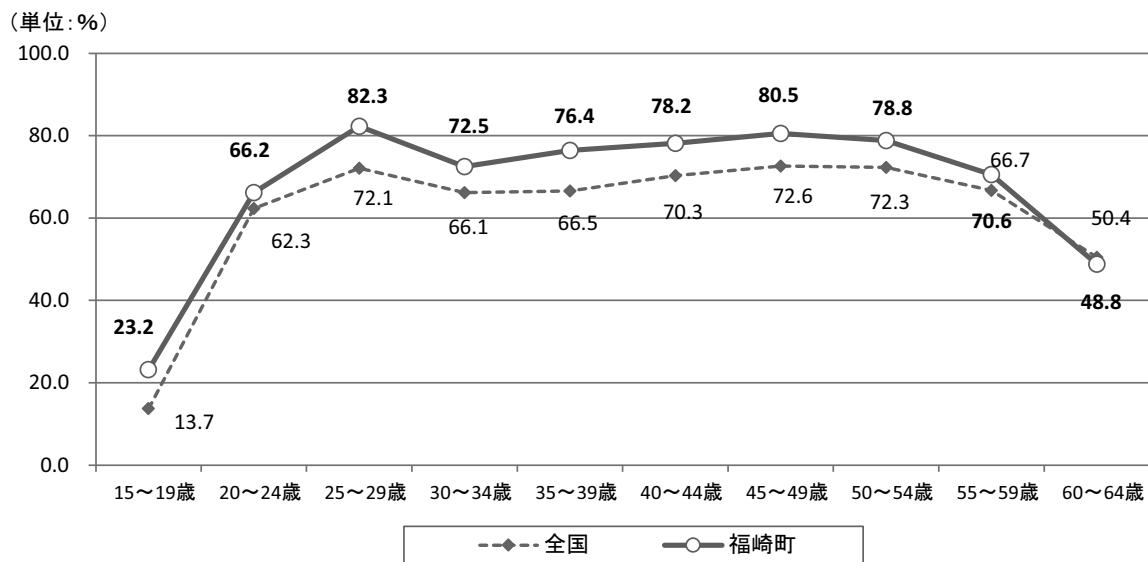


図 9 平成 27 年(2015 年)における女性の労働力率の状況

資料：国勢調査

3. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」や「DV防止法」に基づく計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）」及び兵庫県の「第3次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン2020』（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度）」、「兵庫県DV防止・被害者保護計画（平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）」の趣旨を踏まえて、福崎町が取り組むべき具体的な施策を計画的に推進するための指針として策定するものです。

そして、上位計画である「福崎町第5次総合計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度）」のもと、計画との整合性を図ります。

さらに、本計画中の「基本目標2」については「女性活躍推進法」第6条第3項に基づく「福崎町女性活躍推進計画」、「基本目標5」については「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「福崎町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」と位置付けます。

また、本計画は、福崎町の特性を考慮し、町民の意見を反映するために、男女共同参画に関する町民意識調査の結果や福崎町男女共同参画基本計画策定委員会からの意見や議論などを踏まえ、行政、住民、企業、各種団体、グループ、NPOなどが主体的な参画と協働のもと推進していくものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とし、令和2年度（2020年度）に見直しを行いました。

ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応した施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

		平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
国	第4次男女共同参画基本計画												
兵庫県	第3次兵庫県男女共同参画計画												
	兵庫県DV防止・被害者保護計画												
福崎町	福崎町第5次総合計画												
	福崎町男女共同参画基本計画												

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町が目指す男女共同参画社会を実現するために、次の基本理念を掲げます。

みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

そして、男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性に関係なく、それぞれが「一人のひと」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

性別、年齢、障がいの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、すべての人が活躍できる社会です。

2. 基本目標

【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

男女ともに人権が擁護され尊重される社会をつくります。

【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現 福崎町女性活躍推進計画

男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。

【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域などにおける男女共同参画を実現します。

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

どのような状況にある人も安心した暮らしができる社会を実現します。

【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 福崎町DV対策基本計画

性別による差別的取り扱いや暴力などの人権侵害行為を根絶します。

3. 施策体系

基本目標1 社会の実現 男女が互いの人権を尊重する	1. 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進	P14
	2. 人権を尊重する意識の定着	P18
	3. 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	P20
	4. 相談機能の充実とネットワークづくり	P22
	5. セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進	P25
	6. 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進	P27

福崎町女性活躍推進計画

基本目標2 社会の実現 すべての女性が活躍できる	1. あらゆる分野への女性の参画拡大	P29
	2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	P32
	3. 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	P35
	4. 女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進	P38
	5. 行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進	P40
	6. 審議会などにおける女性の積極的登用	P41
	7. 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	P42

基本目標3

**男女共同参画を推進する
教育の充実**

- 1. ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進 P45
- 2. 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進 P48
- 3. メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成 P49
- 4. 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備 P51

基本目標4

**誰もが安心して暮らせる
福祉の充実**

- 1. ひとり親家庭への支援 P54
- 2. 女性の健康の保持・増進対策の充実 P55
- 3. 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進 P57
- 4. 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供 P58
- 5. 介護における意識改革 P59
- 6. 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実 P62
- 7. すべての人にやさしい「まちづくり」の推進 P64

基本目標5

**被害者への支援
配偶者等に対する暴力の根絶と**

福崎町DV対策基本計画

- 1. DV被害の早期発見と相談体制の整備 P66
- 2. DV根絶に向けた啓発・教育の推進 P70
- 3. DV被害者への支援体制の整備 P73

第3章 施策の方向と内容

1. 【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

(1) 男女共同参画社会に向けた町民理解の推進

● 現状と課題

男女共同参画社会とは、性別にかかわりなく、お互がお互いの人権を尊重し、利益も責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に發揮することのできる社会です。

本町では、男女共同参画社会の実現を目指してサルビアセミナー講座※などを開催し、学習・研修の機会を提供してきましたが、セミナーの受講者も限られ、男女平等に向けた意識の定着というには十分ではありません。

町が実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)結果では、男女共同参画に関する用語の認知度は低いものが多くある一方、緩やかではありますが男女共同参画に関する言葉の認知度が上昇している現状があります。

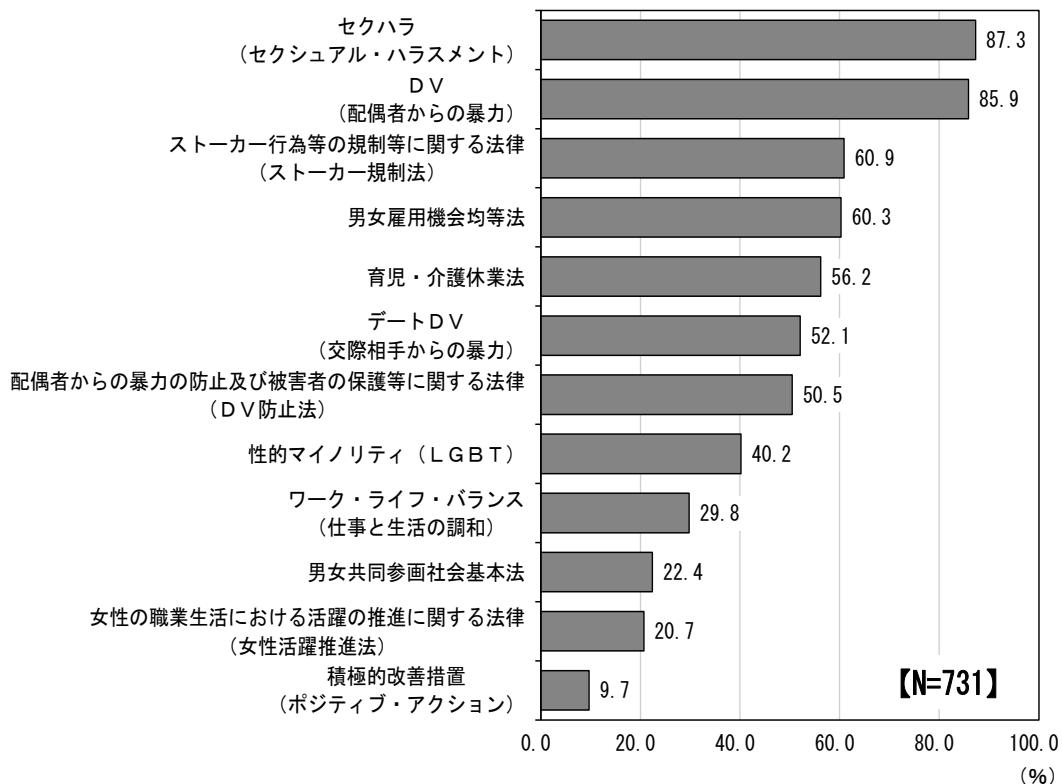


図10 男女共同参画に関する用語の認知度（令和2年度実施）

また、町民意識調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」は64.3%（「どちらかといえば」を含む）、「賛成」は32.8%（「どちらかといえば」を含む）の結果となり、前回調査と比較すると、“賛成”は10.4ポイント減少し、“反対”は12.4ポイント増加しています。そして、「そう思わない」が全年代で増加しています。

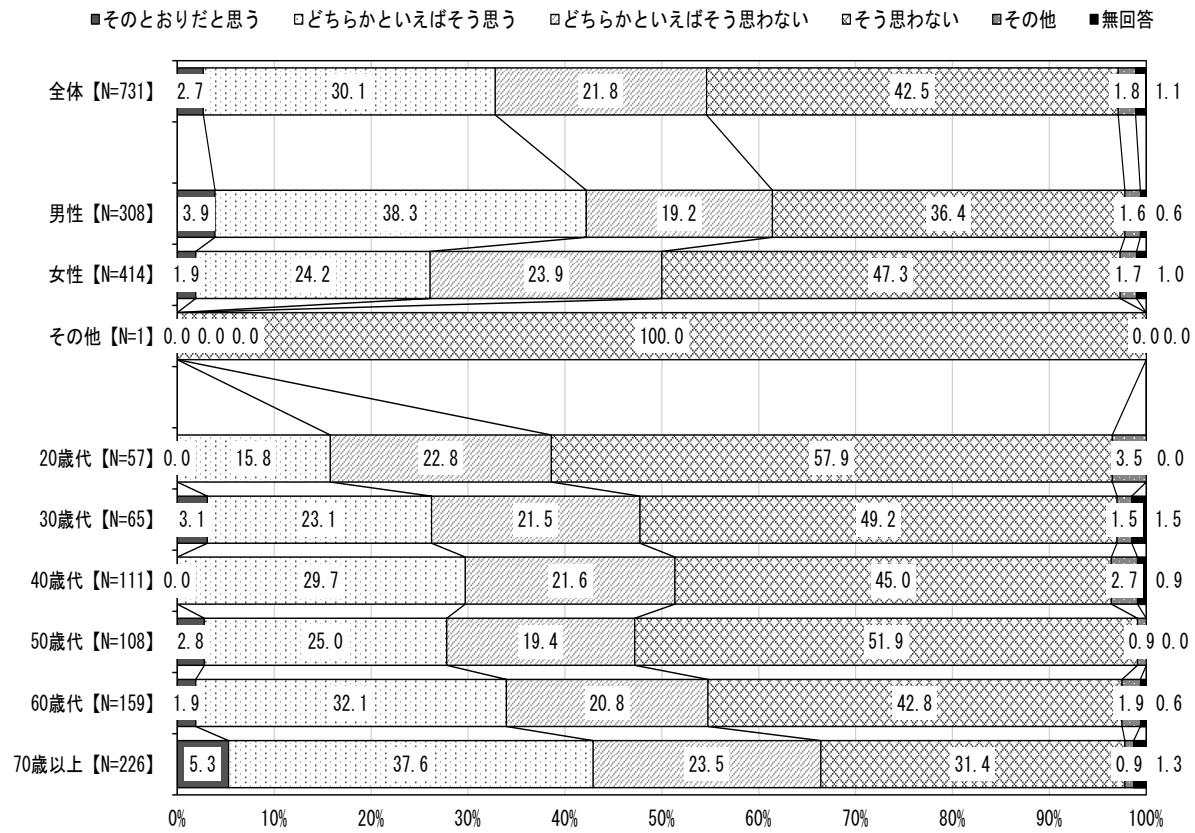


図 11 「男は仕事、女は家庭」という考え方（令和2年度実施）

町民意識調査の「男女の地位の平等感」は男性が優遇されていると感じている人が多いのも現状です。

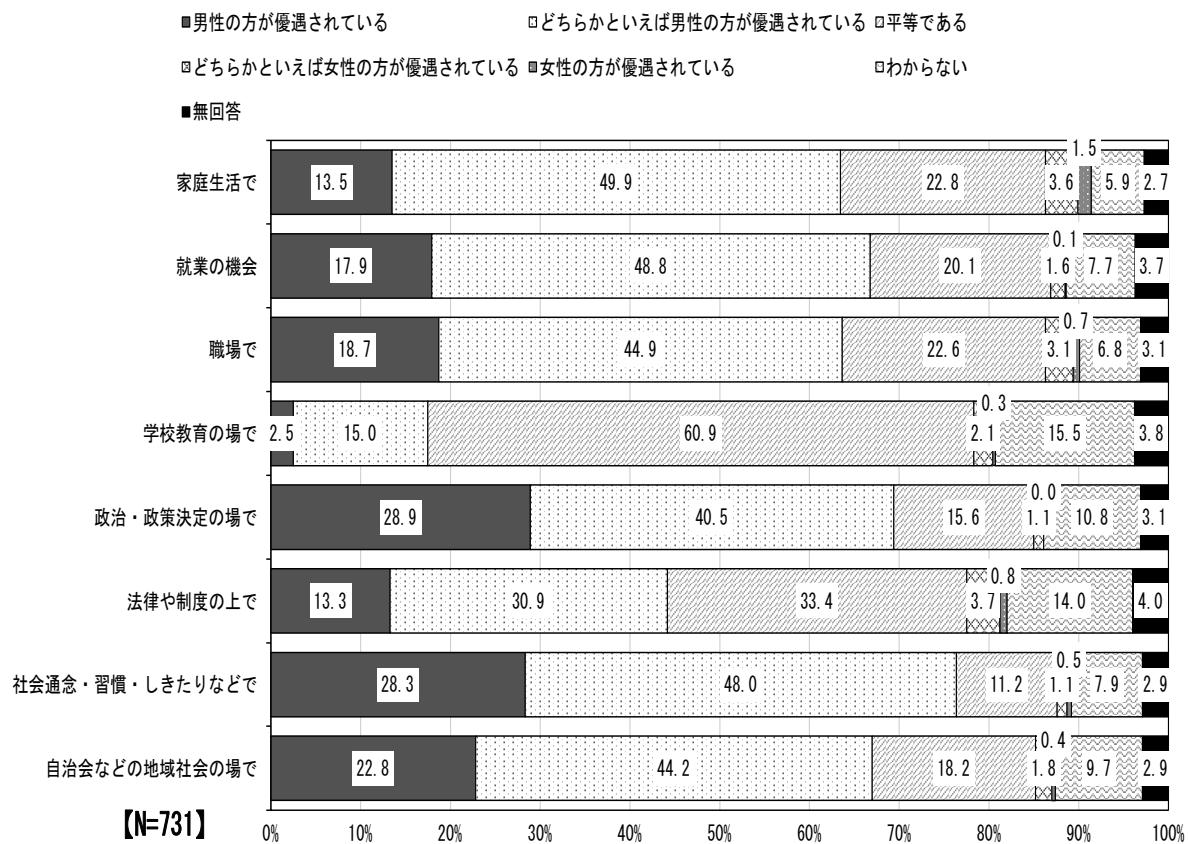


図 12 男女の地位の平等感（令和2年度実施）

男女共同参画社会づくりの基盤として町民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのためには、こうした固定的な性別役割分担や慣行などを見直すことができるよう男女共同参画に関する広報・啓発活動を進め、適切な情報提供を行い、町民の男女共同参画に関する認識を深めていきます。

さらに、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重して、すべての人が様々な場面で活躍できる社会であり、すべての人にとって暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を女性の視点からだけではなく、男性の視点からも捉えて、積極的に働きかけていきます。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○男女共同参画を浸透させるため、ホームページ、広報紙やセミナー開催などにより、情報提供や意識啓発を行います。	社会教育課
○図書館における男女共同参画に関する図書等の充実を図ります。	
○国・県・関係機関と連携し、男女共同参画の取組を推進します。	すべての課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 町の広報紙や人権啓発冊子などに留意して、男女共同参画に関心を持つ。
- 町が開催する講座などに積極的に参加して、自己研修する。
- 身の回りの男女の固定的な役割分担や慣行について、職場や家庭、地域で話し合い、見つめ直す。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 男女共同参画に関する情報を収集し、従業員に提供しましょう。

(2) 人権を尊重する意識の定着

● 現状と課題

本町では、「差別を許さない明るい町宣言」を決議し、差別のないまちづくりに努めています。すべての人の基本的人権が尊重される地域社会づくりを目指し、あらゆる人権課題の解決に向か、家庭・地域社会・学校・職場において、人権意識の高揚を図る必要があります。

また、国の人権週間である12月4日～12月10日に人権フェスティバルを開催し、町民の人権意識の高揚を図っています。地域の実態にあった人権課題をテーマに取り上げ、自治会の人権教育推進委員を中心に自治会研修会を計画し、団体研修などにも取り組んでいます。しかしながら、人権というと難しいこと、堅苦しいことと捉えられがちで、自治会研修会への参加者は減少し、固定化しています。

さらに、近年では、児童虐待、DV、いじめ、インターネットによる人権侵害など子どもの人権を脅かす事象が後を絶ちません。子どもの人権を守るために、人権擁護委員が学校を訪問し、人権教室を開催したり、子どもの人権SOSミニレター※を用いた相談を行うなど、様々な人権問題がある中で、人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指すため、町が実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れる必要があります。

★ トピック 「差別を許さない明るい町宣言」について

憲法に示されているとおり、だれもが自由と平等に基づく権利を保障されなければならない。しかしながら現代社会において、これらの権利を侵害している実態がある、特に部落差別が生きている事実は、何としても悲しむべき、恥ずべきことであるとともに許されないことである。

国はこの問題の解決を「政治の責任であると同時に国民の課題である」ことを法によって明らかにした。

本町においても、行政の責任において、同和問題の解消を図るとともに、町民はひとりひとりの課題であるという認識を高め、基本的人権を侵すこととは絶対に許さないという姿勢を確立してあるべからざる差別のながき歴史に終止符をうたねばならない。

ここに全町民の願いをこめて、相互に人権を尊重しあえる、明るい、住みよい町づくりに、たゆまず努力することを宣言する。

昭和50年(1975年)12月11日

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○人権意識の高揚を図る取組を推進します。	社会教育課
○すべての職員が高い人権意識を持って職務を遂行します。	すべての課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 町の広報紙に留意したり、町が実施する事業に参加したりして、人権尊重の視点が町の施策に取り入れられているかに 관심を持つ。
- 積極的に人権フェスティバル、自治会学習会に参加する。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 企業内で、あらゆる人権課題に関する研修会を開催しましょう。
- 企業も積極的に人権フェスティバルに参加しましょう。

(3) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

● 現状と課題

本町における外国人比率は兵庫県内でも高く、外国人が安心して暮らせる日常生活のサポート、災害及び緊急時のネットワークを構築し、信頼関係を築いて共生していくことが求められており、男女を問わず外国人は、言語の違い、文化・価値観の違いや地域における孤立など、困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進めなければなりません。

本町では町内在住の外国人の誰もが暮らしやすいまちづくりを目指すため、外国語表記の施設案内板やパンフレットを作成し、福崎町文化センターにおいて日本語ボランティアが日本語学習や生活情報の提供を行うふくさき日本語サロン※を設けています。また、国際食文化交流の会において、町内在住の外国人が暮らしやすく、日本人と外国人が異なる文化を尊重しながらともに生活できる環境づくりを進めるため、料理を通して国際交流を行っています。

今後は、さらに男女共同参画の視点に立ち、本町で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備などについて、実態を踏まえながら進める必要があります。

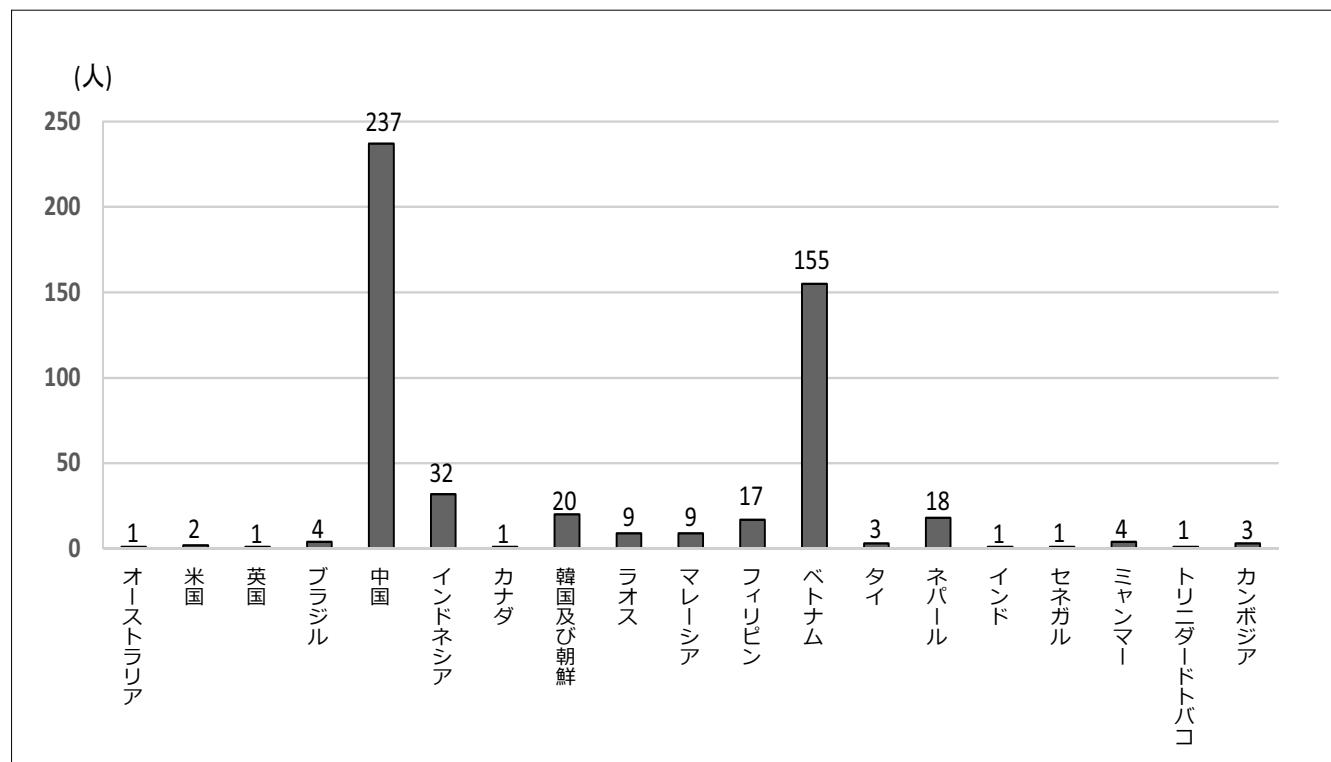


図 13 外国人国籍別人口表 令和2年（2020年）4月1日現在

資料：住民基本台帳

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○外国人との交流機会の創出と生活支援の取組を推進します。	すべての課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

○日本語ボランティアの会や国際食文化交流の会に積極的に参加し、外国人の方と交流を図り、日本と異なる文化に触れる。

(企業のみなさんにお願いすること)

○外国人の従業員のみなさんに、「ふくさき日本語サロン」などの事業を紹介しましょう。

(4) 相談機能の充実とネットワークづくり

● 現状と課題

現在、家庭などの子どもや高齢者、障がいのある人に対する身体的・心理的虐待、介護の放棄などが社会的な問題となっています。虐待行為は、被害者の人間としての尊厳と心身を侵害する許されない行為であることから、虐待行為の防止と支援体制の構築を図る必要があります。誰もが社会で孤立することなく、家庭や地域の中で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

本町では、児童虐待を防ぐため、要保護児童対策地域協議会※の児童部会において、関係機関や専門機関で構成する委員により、実務者会を年2回程度実施するとともに、随時、必要に応じて担当者が参集し、ケース会議※を開催しています。また、妊婦相談（母子健康手帳交付時）、家庭訪問、乳幼児健診、相談などの機会に、子どもを観察し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、健診未受診者に連絡をとり、子どもの成長発達や虐待リスクがないかの確認を行っており、子育てが孤立しないよう教室などで妊婦や母親が交流できる機会を設けています。

高齢者虐待を防ぐため、民生委員・担当ケアマネジャー※・サービス事業所※などからの情報で実態把握を行っています。認知症は家族の精神的負担が大きいと考えられ、高齢社会により、今後認知症の方は増加するものと思われ、虐待の増加も見込まれます。

障がいのある人への虐待相談・通告数は少ない現状です。しかし、障がいのある人への虐待は周囲に気付かれにくく、発見ができない、遅れるなどの課題があります。

今後は、相談しやすい窓口の整備と、関係機関の連携、相談体制の強化に取り組む必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○福祉に関する相談窓口の明確化と連携を推進します。	健康福祉課
○男女共同参画に関する相談窓口を周知します。	社会教育課
○様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向け、関係諸機関との連携を強化します。	すべての課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 虐待行為などの被害にあったり、周りの人が被害にあっていていることに気づいたときは、一人で抱え込みず、保健センターなどの公的機関へ相談する。
- 虐待について学び、正しい認識を持つ。そして、暴力・暴言は許さないという強い意志を持つ。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 気軽に相談できるよう、企業内でのコミュニケーションが円滑にできる雰囲気づくりに努めましょう。

◆町内で相談できる機関（窓口）

相談名	相談内容	相談日	場所
人権相談	基本的人権の侵害に関する相談	毎月第3水曜日 10:00～15:00	サルビア会館
なやみごと相談	悩み事なら何でも	毎月第1、3水曜日 13:00～15:00	サルビア会館
法律相談	法律の相談	毎月最後の水曜日	サルビア会館
母子相談	母子家庭の生活一般、扶養している児童の問題など	毎月第2月曜日 10:30～15:00	サルビア会館
行政相談	行政に関する相談	毎月第3水曜日 13:00～15:00	サルビア会館
子育て相談	乳幼児期の子育てに関する相談	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00 土曜日（祝日除く） 9:00～12:00	福崎子育て支援センター (福崎幼稚園内)
		火～金曜日（祝日除く） 9:00～16:00	西部子育て学習センター (文化センター内)
		月～木曜日（祝日除く） 9:00～16:00	東部子育て支援センター (田原幼稚園内)
子育て相談	専門員による個別相談	第3火曜日 10:00～14:00	文化センター2階和室
消費者相談	消費生活に関する苦情、問合せ	毎週火～金曜日 9:00～16:00	生活科学センター
健康に関する相談	妊娠～出産、乳幼児から高齢者まで健康に関する相談	月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15	保健センター
DV相談	DVに関する相談	月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15	保健センター

相談名	相談内容	相談日	場所
介護保険・介護サービスなどに関する相談	介護保険の申請に関する相談、介護サービスの利用に関する相談、介護予防サービスに関する相談、成年後見人制度に関する相談、高齢者などの虐待に関する相談	月～金曜日 8:30～17:15 ※上記以外は役場にて対応)	地域包括支援センター (保健センター内) 福崎町社会福祉協議会 在宅介護支援センター

ボランティア相談	ボランティア活動の紹介・ボランティア派遣相談	月～金曜日 8:30～17:15（年末年始・祝日除く）	福崎町社会福祉協議会
障害福祉・障害福祉サービスなどに関する相談	障害福祉サービスに関する相談や虐待に関する相談	月～金曜日 8:30～17:15（年末年始・祝日除く） ※上記以外の虐待相談は役場にて対応	福崎町障害相談支援センター 香翠寮相談支援事業所

(5) セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

● 現状と課題

職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するために、事業主が講じるべき措置などについて周知徹底を図るとともに、町においても、引き続き職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保することが重要です。

本町では、行政職員における事案について相談があれば、総務課で対応しています。企業では、セクシュアル・ハラスメントに関する研修を定期的に行ってますが、今後もさらに充実させることが求められています。

男女雇用機会均等法*及び同法に基づく指針、育児・介護休業法*について周知するとともに、研修や講座の開催により、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発が必要です。

★ トピック セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントとは、「性的嫌がらせ」のことで、略してセクハラといわれます。相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言動を指します。

パワーハラスメントとは、職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます（厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」（平成24(2012年)年1月30日））。

マタニティハラスメントとは、妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのことで、略してマタハラといわれます。このような不利益な取扱いは、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法で禁止されています（厚生労働省・都道府県労働局）。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○職場や地域社会におけるハラスメント防止に関する啓発活動を推進します。	総務課 地域振興課 社会教育課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

○日頃の何気ない言動が相手を傷つけていないか、研修などに参加して自分自身で確認する。

(企業のみなさんにお願いすること)

○従業員の意識啓発に取り組み、セクシュアル・ハラスメントなどのない職場づくりに努めましょう。

○セクシュアル・ハラスメントなどを受けた時に相談できる場の整備を進めましょう。

(6) 性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進

● 現状と課題

今日では、「体の性」と「心の性」とが異なるために、性別によって文化的・社会的な取り扱いが区別されるような場面で、「心の性」と異なる振る舞いや性役割を要求され精神的苦痛を被るという、性同一性障害における性的マイノリティの課題も、セクシュアル・ハラスメントを論ずる際に欠かすことができない視点となりつつあります。性的マイノリティに対して、「ふつう」ではないとして、偏見を持ち、差別、蔑視し、排除することなくし、多数派と異なる生き方を認める社会を構築していく必要があります。

本町では、教職員や職員・自治会住民を対象とした性的マイノリティの研修を実施しましたが、住民や企業などを対象とした啓発などを行えていません。男女を問わず、性的指向や性同一性障害を理由に困難な状況に置かれている人々への差別や偏見を解消するため、あらゆる人を対象にした啓発や相談、調査・研究を行う必要があります。

★ トピック 性的マイノリティについて

性的マイノリティとは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

また、性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指し、性同一性障害とは、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されています。

さらに、最近では、性的マイノリティを、以下の表の頭文字をとって、「L G B T」とも呼ばれています。

- ・ L (レズビアン) : 女性の同性愛者
- ・ G (ゲイ) : 男性の同性愛者
- ・ B (バイセクシュアル) : 両性愛者
- ・ T (トランスジェンダー) : 生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○LGBT 等（性的少数者）への人権を尊重し、差別や偏見の解消のための情報提供を行ない、理解の促進を図ります。	学校教育課 社会教育課 すべての課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

（町民のみなさんができること）

- 町の広報紙などに留意して、性同一性障害をとりまく課題について関心を持つ。
- 他人事と思わず、自分事として性的マイノリティの課題について考える。

（企業のみなさんにお願いすること）

- 性的マイノリティに関する研修会を開催しましょう。
- 同性愛者など性的指向に関して少数派の方々への支援体制を整えましょう。

2. 【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現

(1) あらゆる分野への女性の参画拡大

● 現状と課題

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要がありますが、現状では政治・経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進まず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いている。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位を女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年（2003年）6月20日男女共同参画推進本部決定、『2020年30%』の目標）を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行ってきましたが、その目標達成を断念し、達成を目指す時期を「2020年代の可能な限り早期に」と変更し、先送りすることになりました。

平成27年（2015年）8月には「女性活躍推進法」が、平成30年（2018年）5月には「政治分野の男女共同参画推進法」が成立し、女性活躍に向けた気運が高まりつつありますが、政治を含めたあらゆる分野への女性の参画をさらに拡大するためには、制度の整備や施策の実施とあわせて、社会全体の意識醸成を推進するとともに、指導的地位の多くを占める男性が、女性活躍を推進し、男女共同参画に理解を示していくことが重要です。

ポジティブ・アクションに取り組む企業割合は、企業規模が小さくなるにつれ低くなっています。企業・民間団体などへのポジティブ・アクションの啓発は十分に行えていない現状があります（資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2020年））が、本町では今後は、女性の能力を十分活かすため、引き続き、企業などへのポジティブ・アクションの啓発を積極的に取り組む必要があります。

トピック ポジティブ・アクションについて

ポジティブ・アクションとは、固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

社内制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」のために女性の能力が十分に活かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要となるものです。

また、ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリット（女性労働者の労働意欲の向上、女性の活躍が周囲の男性に刺激することにより生産性が向上、多様な人材による新しい価値の創造、幅広い高い質の労働力の確保、外部評価（企業イメージなど）の向上）があります。

トピック 女性活躍推進法の概要について

【目的・基本原則】（第1条・第2条）

本法は、基本法の基本理念にのっとり、自らの意思によって働き又は働くとするすべての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的としており、基本原則を次のとおり規定しています。

- (1) 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供・活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行の影響への配慮が行われること
- (2) 必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- (3) 本人の意思が尊重されること

なお、本法が対象とするのは、正規雇用、非正規雇用といった雇用形態や、ひとり親世帯、単身等の家族形態によって、その対象が限定されるものではなく、自らの希望によって働き又は働くとするすべての女性となります。

【都道府県推進計画等】（第6条）

都道府県及び市町村は基本方針（市町村にあっては、都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び同計画）を勘案して、その区域内における女性の職業生活の活躍についての計画を定めるよう努めることとしています。地方分権の観点からその策定は努力義務としていますが、地域の実情に応じた形で女性の活躍を円滑に推進するため、積極的な策定が期待されます。

【事業主行動計画・情報公表】（第7条・第8条・第15条～第17条）

雇用主としての民間企業等（一般事業主）及び国・地方公共団体（特定事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針（以下「策定指針」という。）に即して、それぞれ一般事業主行動計画又は特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定・公表すること等としています。

その策定に当たっては、各事業主の女性の採用比率や管理職比率、労働時間の状況、継続勤務年数の男女差等について把握・分析を行い、その結果を勘案して、数値目標や取り組みを行動計画に

盛り込む必要があります。

また、各事業主は、上記のほか、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することとしています。

	一般事業主		特定事業主
	常時雇用する労働者が 301人以上	常時雇用する労働者が 300人以下	(国、地方公共団体) 〔政令で規定〕
事業主行動計画の 策定 (*1)	義務	努力義務	義務
	義務	(行動計画を策定する場 合は義務)	義務
	義務	(努力義務)	—
	義務	(行動計画を策定した場 合は義務)	義務
取組の実施状況の公表	—	—	義務
取組実施・目標達成	努力義務	(行動計画を策定した場 合は努力義務)	努力義務
職業選択に資する情報の公表	義務	努力義務	義務

(*1) 女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定
(*2) 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項 ①女性採用比率 ②継続勤務年数の男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○男女の均等な雇用機会と待遇確保を推進するため、ポジティブ・アクションについて周知・啓発に取り組みます。	地域振興課 社会教育課
○従業員が300人以下の企業にも、一般事業主行動計画の策定を促し、女性活躍推進に取り組む企業を支援します。	

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 男女がともに能力を發揮しやすい職場環境を実現する。
- 職場において固定化している男女の役割分担を見直す。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 性別にとらわれた配置、昇進の有無がないか、見直しを実施しましょう。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進

● 現状と課題

国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、市民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画などを通じた自己実現を可能とするものです。

すべての人が仕事と家庭生活や地域活動などに取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進が必要です。

町民意識調査結果では、生活の中における仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の優先度について、現実と理想を比較すると、現実としての差が最も大きいものは、「仕事を優先」が31.3ポイント差、希望としての差が最も大きいものは、「仕事、家庭生活、地域活動や個人の時間の並立」が15.9ポイント差となっており、現実としては仕事を優先しているものの、仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の並立を希望していることが分かります。前回調査と同様の結果ですが、その差は縮小しています。

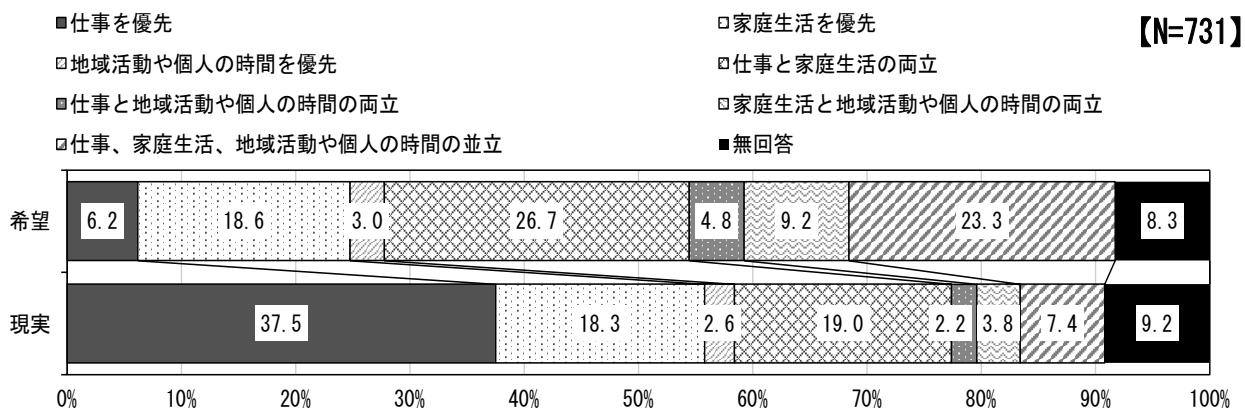


図 14 生活の中における仕事、家庭生活、地域活動・個人の時間の優先度（令和2年度実施）

今後も引き続き、従来の仕事中心の意識の見直し、働き方の見直しを大幅に進めることが必要です。近年、ワーク・ライフ・バランスは、企業にとっても、業務改善による効率化、優秀な人材の確保や従業員のモチベーション向上などの効果が得られるなどのメリットがあることから、人材活用・組織活性化のための経営戦略として取り組まれつつあります。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するために企業に取り組んでほしいことについて、「休業制度（育児休業や介護休業など）の拡充」が最も多く 53.5%、次いで「短時間勤務、時差出勤など柔軟な勤務形態」が 45.8%、「職場の同僚や上司の理解」が 41.7%と続いています。近年では柔軟な勤務体系へ取組の希望が高まっています。

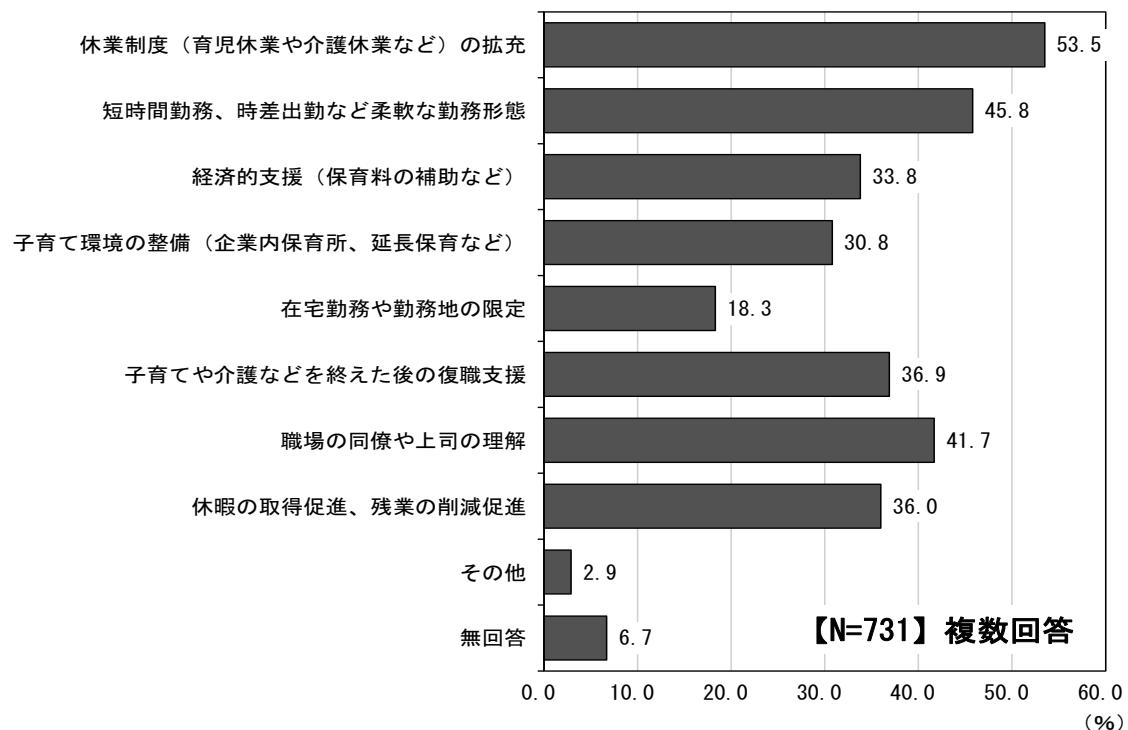


図 15 ワーク・ライフ・バランスを推進するために企業に取り組んでほしいこと
(令和 2 年度実施)

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○労働環境改善のための情報提供と啓発の推進に取り組みます。	地域振興課 総務課
○ワーク・ライフ・バランスを普及・促進するための啓発活動を推進します。	地域振興課 社会教育課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(市民のみなさんができること)

- 仕事と家庭生活、地域活動の並立ができるよう働き方を見直す。
- 男女がともに家庭を支えていることを認識し、お互いを思いやる。
- 短時間勤務やフレックスタイム制※、在宅勤務※など、多様な働き方ができる職場づくりを進める。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員に対し、労働に関する法制度などの情報提供を進めましょう。
- 先進事例を参考に従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて支援しましょう。

(3) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備

● 現状と課題

働くことは、生活の経済的基盤であり、働く機会は男女に関係なく平等に保障されています。社会問題となっている少子高齢化を踏まえ、男女ともに子育てや介護を担うことができるようしなければなりません。また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことなどが、育児・介護なども含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要で、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

本町では、特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育てを両立できるよう**両立支援制度***の周知を行っています。女性の育児休業取得率は100%ですが、男性の育児参加などに関する休暇取得は少ないのが現状です。また、企業における両立支援制度活用状況は把握できていません。

町民意識調査結果では、男性が育児休業を取ることについて、「積極的に取った方がよい」が最も多く40.6%、次いで「どちらかといえば取った方がよい」が39.0%、「どちらかといえば取らない方がよい」が9.3%と続いています。「積極的に取った方がよい」、「どちらかといえば取った方がよい」を合わせると、前回調査から約5%増加しています。

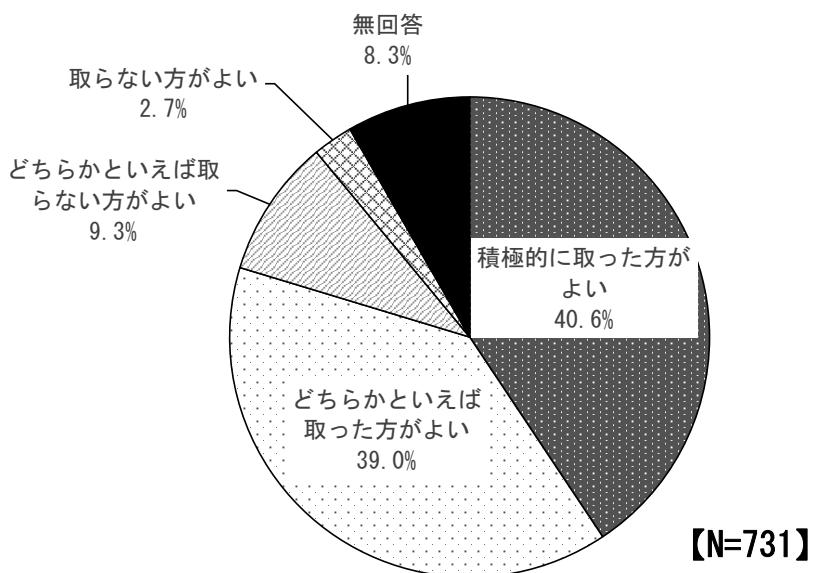


図 16 男性が育児休業を取ること（令和2年度実施）

また、育児や介護で休みを取る男性が少ない理由について、「職場の理解が得られないから」が最も多く 60.2%、次いで「職場の雰囲気」が 58.7%、「取得後の職場復帰への不安があるから」が 45.8%と続いています。

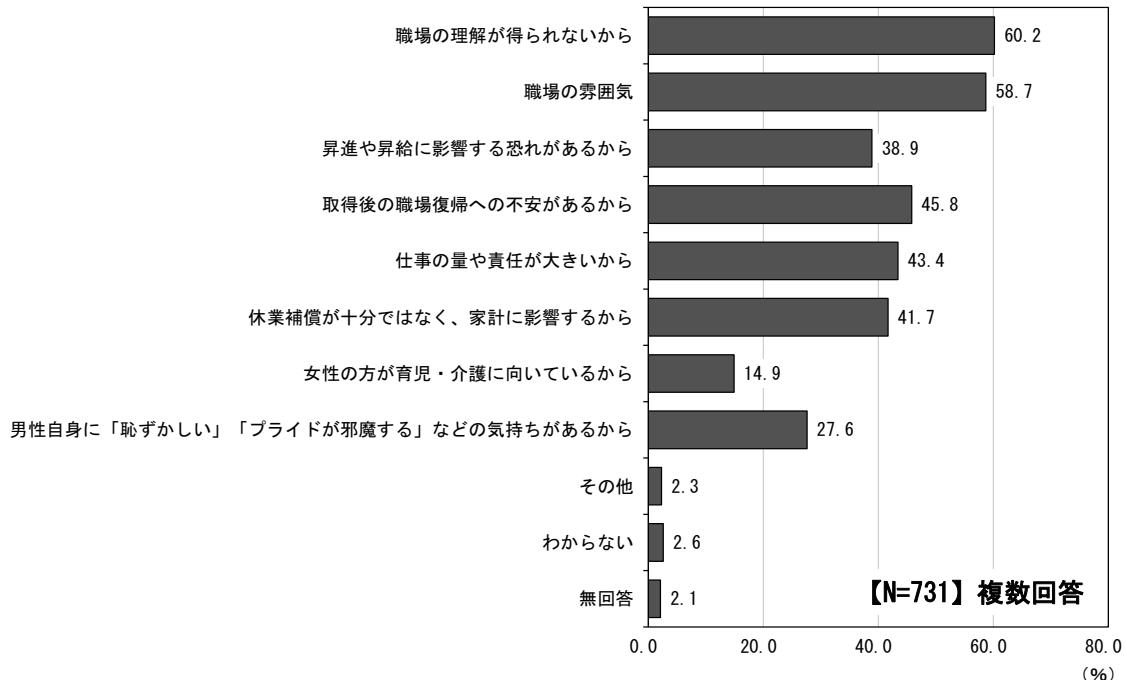


図 17 育児や介護で休みを取る男性が少ない理由（令和 2 年度実施）

企業に対して「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの労働に関する法律や、仕事と育児・介護などの両立のための制度などの情報を提供し、職場における性別による業務内容の固定化や慣行の見直しを図るため、男女平等の職場づくりに向けた意識づくりを推進する必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○育児休業、介護休業をとりやすい環境を整備します。	総務課
○仕事と育児・介護に関する各種サービスなどの情報提供や啓発を推進します	地域振興課 健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 一人ひとりが家族の一員としての自覚を持ち、家事、育児、介護など、家庭の仕事は協力して行う。
- 必要に応じた休暇が取りやすく、長時間労働のない働きやすい職場づくりを進める。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員の仕事と子育て・介護との両立を支援しましょう。

(4) 女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進

● 現状と課題

自己の能力を発揮し、自らの生計を立てるために自由に職業を選択できるということは、性別にかかわらず、憲法にも保障された人権の一つです。

日本女性の労働力率は、結婚や出産、子育て期に低下するM字カーブを描いています。本町の女性の労働力率（P〇〇図〇〇参照）も例外ではありません。

しかしながら、結婚や出産後も働き続けたい、また、退職後に再び働きたいと考える女性も増加傾向にあり、その実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現と、女性への再就職やキャリアアップ※などの支援が必要とされます。

また、あらゆる分野に男女共同参画が必要であることはいうまでもありませんが、農林水産業分野では、女性の働きが大きなウェートを占めているにも関わらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野もあります。農業委員会・農業協同組合などは、女性役員が依然として少ない状況です。

農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る**6次産業化**※を推進することが必要であると言われています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売などの起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。農業の6次産業化は、儲かる農業の一つの方向性として認識されており、補助制度もあることから、農作物の加工（総菜屋）や調理（レストラン）で一定の収入を確保できれば、職業としての農業後継者の可能性が出てくると考えられます。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○(再)就業など女性のチャレンジを支援します。	地域振興課 社会教育課
○農業部門への女性の進出を促進します。	農林振興課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 女性の再就職や起業を支援するセミナーなどへ積極的に参加する。
- 農業などの自営業においては、女性の労働へのかかわりを適正に評価する。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 女性が結婚や出産後も働き続けられる支援体制をつくりましょう。

(5) 行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進

● 現状と課題

行政分野において、施策の対象及び施策の影響を受ける者の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことは重要です。行政の組織に女性を管理職として登用することは、事業・施策の方針に女性の考えが反映され、より幅広い視点からの組織運営につながります。

本町では、職員の年齢構成上の要因もあり、監督職への登用は多いですが、管理職（課長、副課長）への登用は少ないのが現状であり、令和2年（2020年）4月1日現在、管理職における女性の割合は13%、係長以上では63.8%です。管理職に占める女性の割合は、国が掲げる「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%になるよう期待する」という目標には届いていない状況です。男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参加ができるよう、行政が率先して取り組みながら、町内の企業や各種団体など社会の様々な分野で政策・方針決定過程への女性参画を図る必要があります。

平成27年（2015年）8月に成立した「女性活躍推進法」に基づき、本町も特定事業主行動計画を策定しました。その計画に基づき、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境づくりに向けて採用から登用に至るあらゆる段階において取り組みを進めていくことが重要です。

また、学校教育分野において、教職員や保育関係者が男女共同参画の理念の理解を深めるとともに、これまで女性の少なかった分野も視野に入れ、幅広い進路、職業選択ができる能力を育成することが重要です。

本町では、男女関係なく適材適所の人事配置を行う中で女性管理職の登用を積極的に推進していますが、教職員全体数では女性の割合が男性よりやや多いにもかかわらず、女性の管理職試験受験希望者が少なく、増加傾向にないのが現状です。

▶ 行政の役割(今後の方針)

具体的な施策の内容	担当課
○特定事業主行動計画に基づいた取組を推進します。	総務課
○女性管理職割合の向上に取り組みます。	学校教育課

☆福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

○本町の女性の活躍推進にむけた姿勢や取り組み状況について、特定事業主行動計画などを確認する。

(6) 審議会などにおける女性の積極的登用

● 現状と課題

町の審議会などは、変化し多様化していく町民のニーズを政策課題として議論し、政策の方向性を提言する重要な役割を担っています。よりバランスの取れた行政サービスに反映できるよう、審議会などにおける女性の登用を促すことが重要です。

本町における審議会委員などへの女性の登用率は令和2年（2020年）3月末現在、31.3%となっています。「福崎町第5次総合計画（後期基本計画）」では、審議会委員などへの女性の登用率は、令和5年（2023年）に33%を目標としています。

また、農業などの自営業においては、男女の役割について固定的な意識やしきたりが根強く残っています。これらに従事する女性は生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を担っているにもかかわらず、経営における方針決定などは男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が十分に評価されていないことが多くみられます。

女性が自らの意思によって経営に参画する機会を確保するとともに、担い手として明確に位置づけられ、意欲と能力を発揮し、一層活躍していく体制づくりが必要です。

▶ 行政の役割（今後の方向性）

具体的な施策の内容	担当課
○審議会・委員会などへの女性登用率の向上を目指します。	すべての課
○計画策定時点から積極的に女性登用し、意見反映を行った計画策定及び推進を行います。	

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

（町民のみなさんができること）

- 様々な場で男女双方の意見が反映されているかどうかについて関心を持つ。
- 方針決定の場や役職などに女性も積極的に参画する。

(7) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進

● 現状と課題

暮らしやすい活力ある地域社会をつくるためには、地域社会への町民参加が重要です。女性も男性もともに生活者として、地域活動に参加していくことは、地域の文化や産業を新たな視点で見直すことになり、ひいては地域おこしとまちづくりが推進され、特色ある地域として活性化されることになります。

本町では、**自律(立)のまちづくり交付金事業***において、自治会内の老若男女が集まり、役割分担をしながら、地域の特性を生かした地域活性化のための取り組みを展開しています。

町民意識調査結果でも、自治会などの地域活動への参加は夫が行っている割合や妻が行っている割合よりも夫婦が協力して行っている割合が高くなっています。男女がともに地域活動に参加している状況であることが分かります。しかしながら、地域（自治会など）での男女間の不平等について、「役員のほとんどが男性である」が最も多く35.6%、次いで「地域行事などで、男性は企画や運営の先導役、女性は接待や飲食の準備など、ほとんど役割分担が固定化している」が34.9%でした。

地域における交流と豊かな人間関係を築いていくためにも、地域社会を活性化させる組織や団体の運営・企画から事業実施までを含めたあらゆる活動局面において、男女どちらか一方のみが職責を担うのではなく、男性と女性がともに参画しつつ、役職においても平等・応分に担っていくことが求められます。

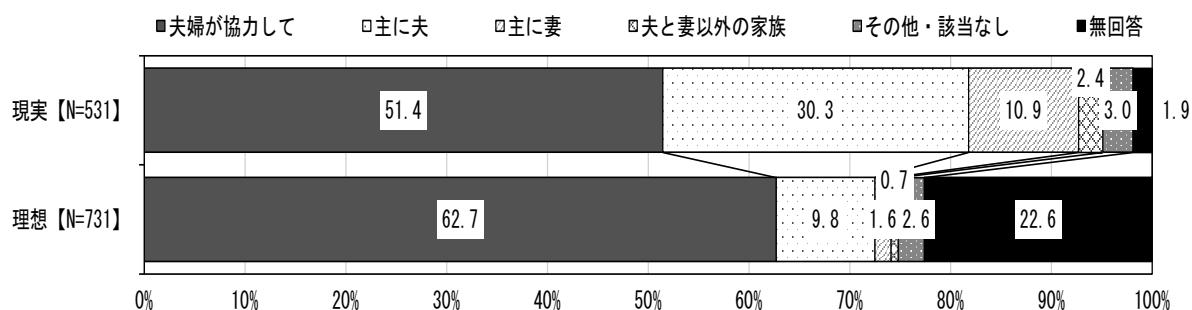


図18 家庭での役割分担（自治会などの地域活動への参加）（令和2年度実施）

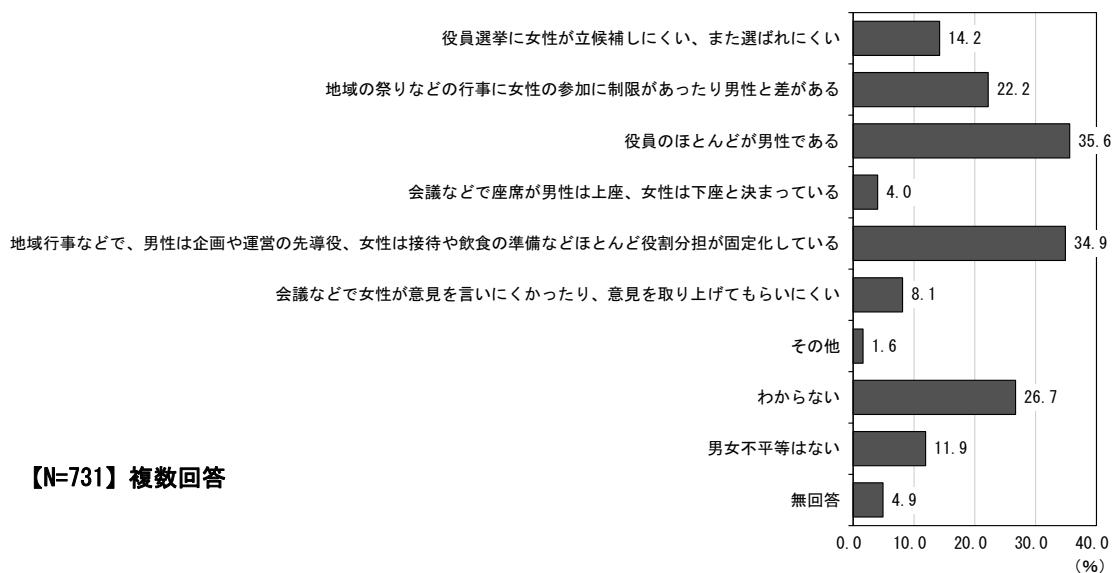


図 19 住んでいる地域（自治会など）での男女間の不平等

誰もが安全に安心して暮らせる地域社会をつくるためには、防災・防犯などの活動における女性の積極的な参画が求められています。東日本大震災では、避難所においてトイレや着替えなど女性特有のニーズへの対応の必要性が明らかになりました。非常時であるが故に、固定的性別役割分担が強化され、女性は避難所の炊事や子どもの世話で仕事を失ったという事態も発生しました。東日本大震災発生時の教訓から、平常時より男女共同参画の視点に立ち、地域防災の担い手となる人材の育成などを図り、災害に備えることが必要です。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○女性の視点を取り入れた防犯対策や啓発活動に取り組みます。 ○女性の視点を取り入れた防災計画及び体制づくりを推進します。	住民生活課
○地域における男女共同参画に関する活動を支援します。	地域振興課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 地域活動に積極的に参加する。
- 平常時から家族や地域で防災について話し合う。
- 自治会で女性が役員を引き受けやすい協力体制をつくる。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 男女共同参画の視点に立ち、災害時の対応について見直しましょう。

3. 【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

(1) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

● 現状と課題

男女共同参画社会を実現する上で、すべての人が男女共同参画に関して共通の認識を持つことは必要不可欠なことです。そのためには、家庭、学校、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。現在、私たちが抱いているジェンダー（社会的性別）やそれに伴う男女の固定的役割分担意識は、子どもの頃からの周辺の環境や教育によって無意識のうちに形成されたものです。

町民意識調査結果では、子どもはどのように育てた方がよいと思うかについて、「男の子、女の子と性別による区別はせずに、個性に応じた育て方をする方がよい」が最も多く 63.2%で前回調査より約 10%増加しており、次いで「ある程度、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」が 24.8%、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」が 6.0%と、共に前回調査より約 4%減少しました。

これからも、子どもたちが「男らしさや女らしさ」という固定観念にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、多くの時間を過ごしている学校において男女平等を推進する教育の充実を図ることが重要です。

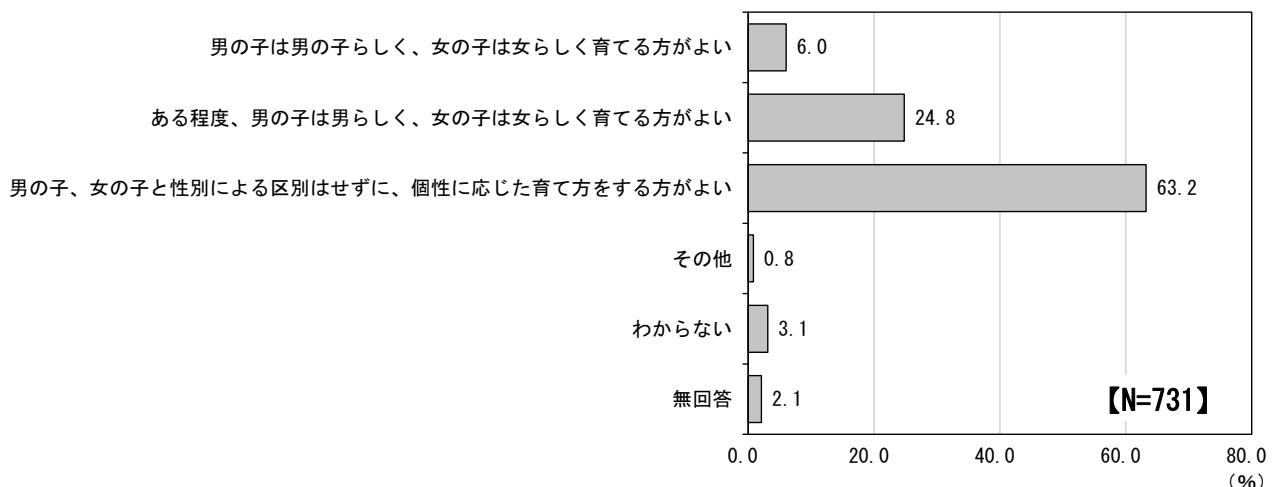


図20 子どもはどのように育てた方がよいと思うか（令和2年度実施）

本町では、学校教育の様々な場面で自己表現能力（コミュニケーション能力）の育成を図るとともに、トライやる・ウイーク※の実施などにより、様々な体験活動機会を提供しています。また、管理職をはじめ各教職員においては、それぞれの研修機会の中で男女共同参画に関する理解を深めていますが、男女共同参画に特化した研修を受講する機会が少ないので現状です。

町民意識調査結果では、男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なことについてたずねたところ、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が最も多く 57.3%、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」が 51.0%、「学級委員などの選出で、会長・委員長は男子、副会長・副委員長は女子といった性別役割意識をなくす」が 33.5%でした。

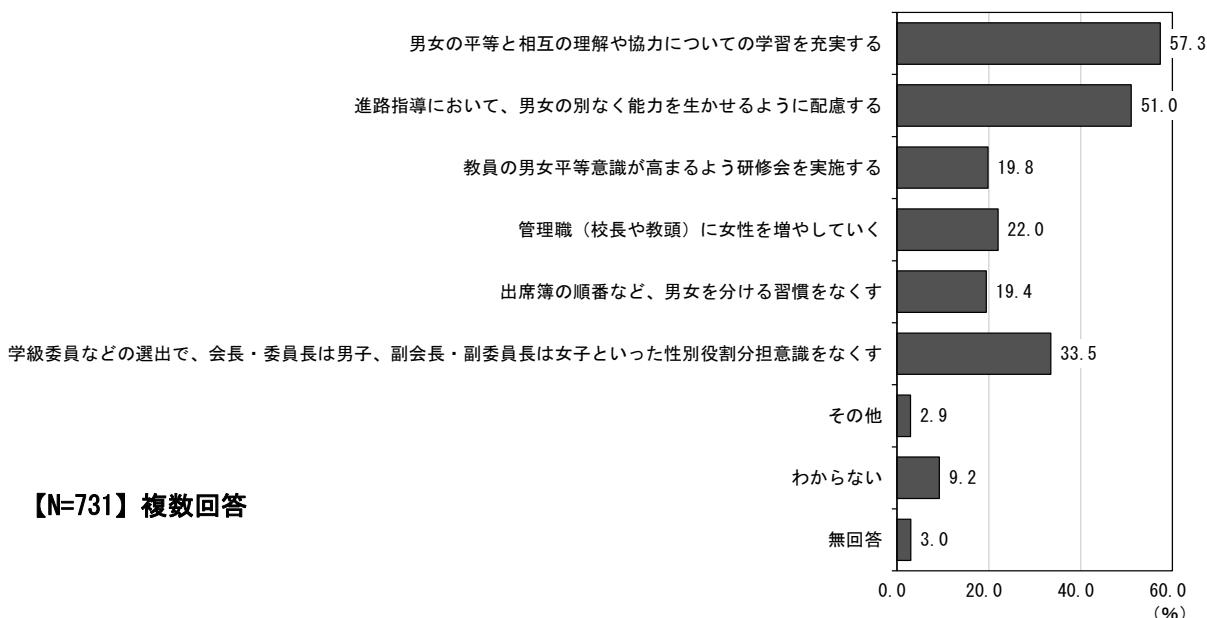


図 21 男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なこと（令和2年度実施）

教育は男女共同参画の意識形成に大きな影響を及ぼすもので、とりわけ、学校は知識の習得だけでなく子どもたちの人格形成の点でも非常に影響の大きい場です。そのため、教職員の意識改革や管理職への女性の登用を促進するなど、学校における方針決定過程へ女性の参画を推進する必要があります。

また、子どもにとって最も身近な存在である家族からの教育や家族の生活態度は、子どもたちの意識形成に大きな影響を与えています。そのため、子どもの教育に関わる家族が男女共同参画の意識を持って子育てを行うとともに、男女共同参画の視点に立った家庭環境を築いていく必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同の責任が広く認識されるよう意識の普及に努めます。	健康福祉課
○男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を推進します。	学校教育課
○子どもたちが性差にとらわれず、主体的に社会に参画していく能力の育成を推進します。	社会教育課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 子ども一人ひとりの個性を大切にし、性別にとらわれずにその子の良さを伸ばす。
- 多様な体験活動に参加し、男女共同参画の視点を養う。
- 子どもにとって人格形成の行われる最初の場所である家庭の重要性を認識する。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 児童・生徒に体験活動機会を提供しましょう。

(2) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進

● 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。特に女性は妊娠や出産など特有の身体的特徴を有していることを踏まえ、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することを、男女ともに留意する必要があります。

本町では、小学校、中学校において学習指導要領に応じた性教育授業を実施しています。しかしながら、急激に変化する社会の様相に対応した性教育を学校教育の中で実施することが困難になっています。教職員が社会の様相に応じた性教育ができるような指導力を身につける必要があります。現在、子どもには教科書だけの知識ではなく、**思春期支援教室***を利用して、助産師から性に関する話を聞く機会を設けていますが、継続して取り組む必要があります。

高校、大学においては生涯にわたる性と生殖に関する健康について考えられる機会を与えられないのが現状です。子どもが生まれた世帯には、**こんにちは赤ちゃん訪問***時に、保健師が家族計画に関する啓発冊子を配布するとともに、家族計画に関するアドバイスなどを行っています。

性への正しい理解のためには、年齢に応じた性に関する正しい知識の学習と、自らの意思で妊娠及び出産やその他の性について判断し、決定できる判断力を培うことが必要となります。そして、妊娠、出産は女性の問題だけでなく、性と生殖に関する男女の平等な関係・同意・共同の責任が広く認識されるよう、あらゆる機会をとらえ働きかける必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○教職員が社会の様相に応じた性教育の指導力を養う必要があるため、研修機会を設けます。	学校教育課
○学習指導要領を踏まえた性教育授業を実施します。	
○性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識の啓発を行います。	健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

○家庭でも年齢に応じ、性に関する正しい理解を進める。

(3) メディアからの情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成

● 現状と課題

私たちが抱いている男性像・女性像は、新聞、テレビ、雑誌などのメディアに大きな影響を受けていると考えられます。メディアにおける有害情報の氾濫など情報化の進展による新たな課題も発生しています。インターネットなどを利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。

本町では、子どもに見せたくない有害な図書・DVDを回収する白ポストを町内9か所に設置し、補導委員会が月1回のペースで有害図書・DVDを回収するとともに、町内の有害図書などを取り扱う店舗が「兵庫県青少年愛護条例」に基づいて陳列されているかどうか、補導委員会が店舗を巡回しています。

また、思春期支援教室を町内小中学校において実施しており、その中で、助産師が性に関する正確な情報を児童・生徒に伝えています。性について学ぶ児童・生徒の姿を保護者に見てもらい、子どもと保護者に性について話をするきっかけづくりの場にもなっています。

性別による固定的な役割分担、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、DVなどの行為を助長又は連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現などを行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシー教育を進める必要があります。現在は様々な情報が氾濫していますが、その中から必要な情報を取捨選択し、知識として活用していくことが求められています。この能力はまさに情報教育の中で培うものであり、これまで各教科等で主として文字となった情報を扱ってきていますが、映像や音声といった情報から読み取る力についても各教科等で教えることが求められます。

★トピック メディア・リテラシーとネット・リテラシーについて

メディア・リテラシーとは、メディアに騙されないための技術と認識されがちなこともあります、ネット・リテラシーもネット上にある嘘に騙されないようにする、危険から上手に身を守るといった意味で使われるケースが非常に多いです。

ネット・リテラシーがネットを通じた情報の発信や受信が正しく行える技術、ネットを活用する技術、ネット上に存在する「危険」から正しく身を守ることができる技術のこと、インターネットリテラシーとも呼びます。

「ネットにはいろんな人がいる」（良い人も悪人も、正直者も詐欺師も、意見や価値観が自分とは正反対の人もいる）、「現実の世界とは違う空気がネットの世界には流れている場合もある」ということをまずきちんと理解することや、それを踏まえた上で、「他人の書いたこの意見がどういう意図で書かれたのか」を吟味し、また「自分の書いたことが相手にどう読まれ理解されるのか」に思いをはせることなど、ネットが日常生活に不可欠となっている今、現代人にとっては心得て当然のコミュニケーションスキル、なくてはならない大切な技術といえるかも知れません。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○小中学校の学習の機会や一般の方の生涯学習の機会においてにおいてメディア・リテラシー教育を推進します。	学校教育課 社会教育課
○地域の青少年健全育成委員、青少年補導委員会、学校、各種団体、警察・補導センターとの連携を図り、有害環境の改善に取り組みます。	社会教育課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 家庭においても、インターネット、テレビ、新聞、雑誌など膨大な情報から正しい情報を見極める大切さを子どもに伝えていく。

(4) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備

● 現状と課題

子どもたちの教育に直接携わるものだけでなく、すべての人に対して男女共同参画に関する啓発活動や人権教育を行うことは重要なことです。しかし、すでに学校教育を終えた世代が学習をする機会を得ることは非常に難しく、社会における学習機会の充実が必要となります。

本町では、文化センターにおいて、高齢者の方々に学習の場と機会を提供し、その生きがいと社会参加の道を拓くために、「老人大学」を開講しています。男女問わず300人近くの高齢者の方々が園芸や書道、陶芸、史学、ITなどについて学習したり、クラブ活動を行っています。また、生き方の創造、男女共同参画をキーワードに、サルビアセミナー講座を開講し、心豊かで生きがいのある人生を送れることを願うとともに、情報交換の場を提供しています。さらに、町民体育館では、生涯スポーツの拠点となるよう様々な事業に取り組んでいます。

町内には、たくさんの自主グループや団体があり、それぞれ文化・芸術・趣味などといった活動をされています。しかし、「指導者がいないのでうまくいかない」「自主活動を始めたいが、適当な指導者がいない」など、身近な指導者や助言者を求める声が少なくありません。反対に、特技を持ち、その特技を活かしたいと考えている方からは「自分の特技を地域の活動に役立てたい」という声も聞かれます。そういう特技を持っている方に「まちの先生」として登録いただき、自主グループや団体から指導者を求められたときに、紹介するという「生涯楽集データバンク『まちの先生』」という制度があり、現在、町内で活用を推進しています。

町民意識調査結果で、「趣味、スポーツクラブ、教養講座などの活動」への参加割合は24.4%、「特に活動していない」人の割合は27.6%となっています。また、社会活動に参加しようとするうえで支障となることについては、「仕事が忙しい」が最も多く29.0%でした。

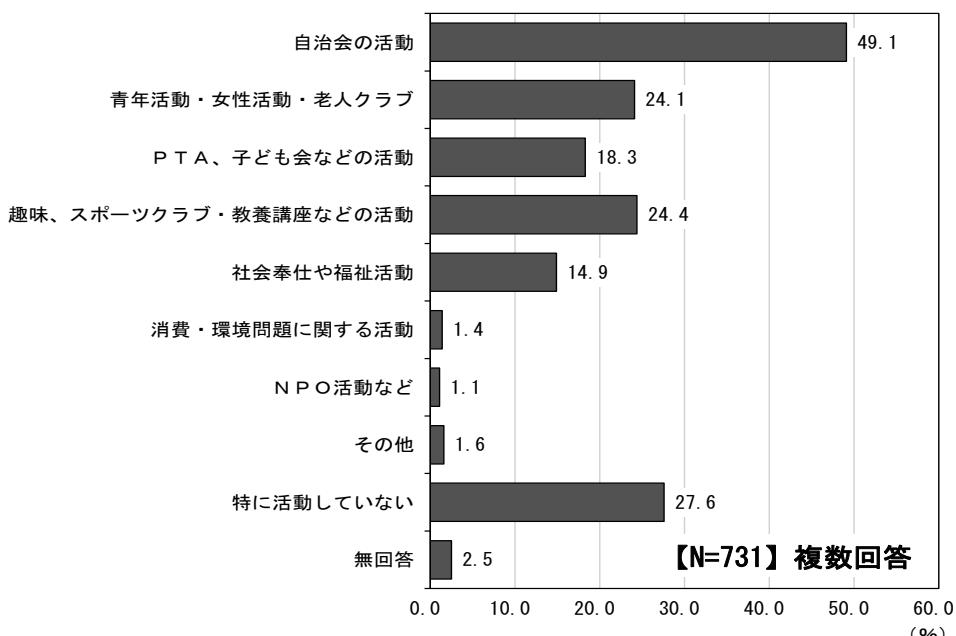


図22 社会活動の参加状況（令和2年度実施）

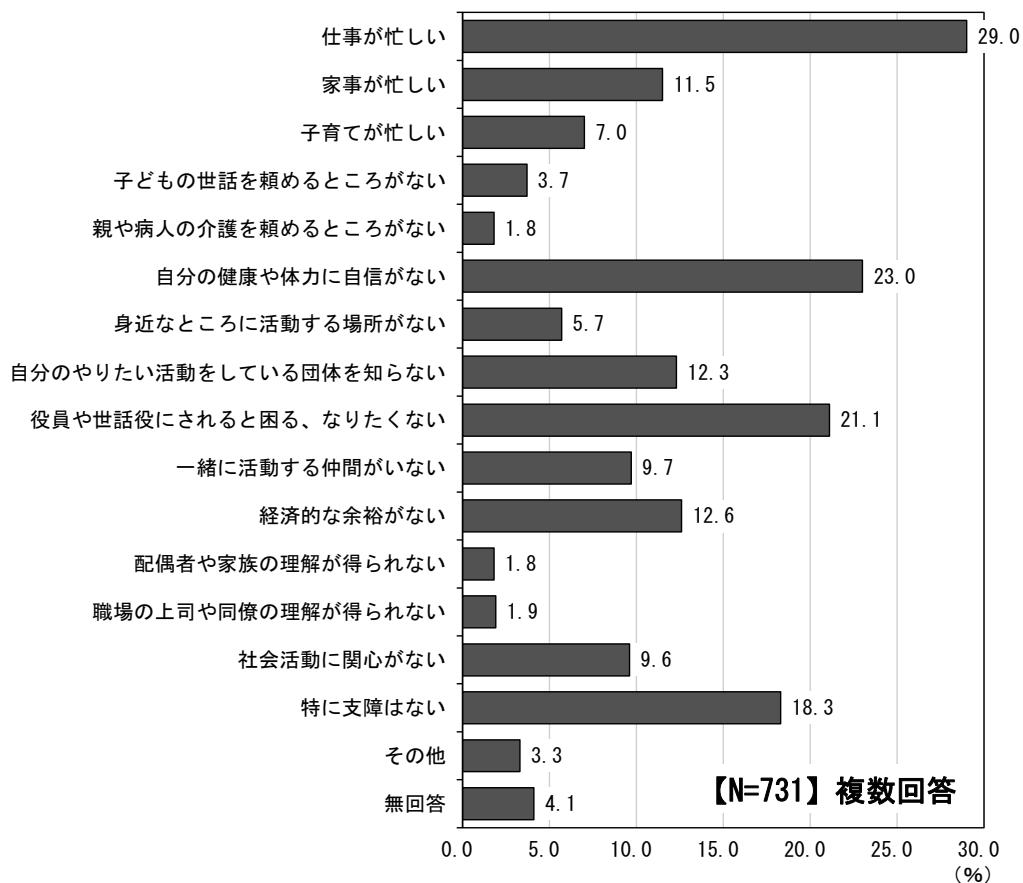


図 23 社会活動に参加しようとする上で支障となること（令和2年度実施）

男女共同参画に関する理解を促進するため、学習機会の充実や学習方法の検討を行い、特に、地域でのリーダーとなる人材の育成、若い世代や高齢者へ学習機会を提供する必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○生涯楽集データバンク「まちの先生」の利用・登録を促進するため、町民へ広報などを用いて周知します。	総務課
○男女共同参画の視点に立った生涯学習講座や事業を展開します。	社会教育課
○地域でのリーダーとなる人材を育成できる講座や事業を展開します。	すべての課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 文化活動、ボランティア活動などに積極的に参加する。
- 今までの経験を活かして、生涯楽集データバンク「まちの先生」へ登録し、地域活動に役立てる。
また、積極的に「まちの先生」を利用して、自主活動に取り組む。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員のボランティア活動などを支援しましょう。

4. 【基本目標4】 誰もが安心して暮らせる福祉の充実

(1) ひとり親家庭への支援

● 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化※などの中で、貧困など生活上の困難が幅広い層に広がっていますが、ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が経済的に厳しい人が多いと言われています。

本町では、離婚時や死亡時に、ひとり親家庭となられる方に対して児童扶養手当※の申請案内及び受付をするとともに、ひとり親家庭に係る医療費を助成することにより、福祉の増進を図っています。

► 行政の役割(今後の方針)

具体的な施策の内容	担当課
○ひとり親家庭への支援を要する世帯に対し、県などの関係機関と連携し、相談・支援に努めます。	住民生活課 健康福祉課 学校教育課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- ひとり親家庭の方は一人で悩みを抱え込まず、身近な人や役場に相談する。
- ひとり親家庭の方に対する先入観、偏見を持たないようとする。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 勤務時間などが変更できるよう、ひとり親家庭の従業員を支援しましょう。

(2) 女性の健康の保持・増進対策の充実

● 現状と課題

妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目ですが、働く女性が増え、婚姻年齢、出産年齢が上昇するなど女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産み育てができるように環境を整えることが大切です。また、身体的変化だけでなく精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い、精神的に不安になるなど心身のバランスを崩しやすくなる更年期など、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。生涯にわたる心身の健康の保持のために、各種検診や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組む必要があります。また、スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援も大切です。

本町では、妊婦相談（母子健康手帳交付時）、家庭訪問、乳幼児健診、相談などの機会に、子どもを観察し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、健診未受診者に連絡を取り、子どもの成長発達や虐待リスクがないかの確認を行っており、子育てが孤立しないよう、教室などで妊婦や母親が交流できる機会を作っています。しかし、育児不安の多い母親に対しては、個別で対応しています。

また、20歳以上の女性を対象に特定基本健診をはじめ各がん検診を実施しており、特に女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）については、無料クーポン券を発行し、受診率の向上に努めています。子宮頸がん検診受診率は31.2%、乳がん検診受診率は32.1%と上昇していますが、広報やイベント等で意識啓発に努め、更なる受診率向上をめざす必要があります。

さらに、女性において、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、各年代に応じた健康相談、健康診査を実施したり、男女ともに食育を推進することで、健康づくりを推進しています。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○保護者の育児不安を解消し、積極的な育児が出来るような支援を継続して実施します。 ○子育て世代を対象とした料理教室や妊娠期からの栄養指導を実施します。 ○年齢に応じた健康管理や疾病予防などの健康づくりを進めます。	健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 定期健診を受診し、健康に心がける。
- 男女の身体的・生理的な特徴や性について正しく理解する。
- 妊娠・出産・育児について、家族みんなが理解を深め、協力する。
- 一人ひとりが思いやりの心をはぐくみ、かけがえのない命を大切にするといった正しい知識を持つ。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員に対し、健康づくりに関する情報を積極的に提供しましょう。

(3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

● 現状と課題

多様なライフスタイルに対応した保育サービスの提供、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実、さらには、男女が共に子育てを担えるよう、男性への意識啓発とスキルアップが必要です。

本町では、母子健康手帳交付時に、父親向けの啓発冊子を配布し、妻の体や心の変化に対する理解の促進や、育児への積極的な関わりを持つもらうように促すとともに、訪問や健診・相談などで母親に話を聞く際、父親の育児参加の度合いなどを確認しています。

また、保健センターでは「男の料理いろは教室」を開催し、男性の自立を促す一つとして実施しています。

さらに、乳幼児健診時に問診を行い、「子育てに父親は協力的かどうか?」という項目を設け、母親の悩み相談に応じています。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○男性の子育てへの参加促進と男女の意識改革に向けた情報提供や意識の啓発を行います。また、家族でふれあう機会を設けます。	学校教育課 健康福祉課 社会教育課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 子育ての悩みを一人で抱え込まず、育児の楽しさを家族で分かち合う。
- 家族ぐるみで子育てに関心を持ち、講座・イベント・サークルなどに参加して、子育てネットワークをつくる。
- 男性の育児参加を積極的に進める。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員の子育て参加を支援しましょう。

(4) 地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供

● 現状と課題

地域ぐるみで、様々な状況にある親と子の子育てを支援できる仕組みが重要であり、子育ての交流の場を設け、互いの知識・経験や悩みを共有し、子育ての孤立化を防ぐとともに、親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行い、子育てを社会的に支援する施策の充実が求められています。

本町の保育所・保育園及び幼稚園は、平成27年(2015年)4月に国の子ども・子育て支援新制度※の実施に伴い、すべて幼保連携型認定こども園※へ移行し、早朝の一時預かり保育・延長保育を開始しました。また、子育て支援施設※やまちの子育てひろば※などで、子育て支援を行い、子育て世代の多くの親子が利用しています。しかし、子ども・子育て支援新制度については変化が大きく、保護者に分かりにくい内容となっています。

保健センターでは、各相談日や健診などの機会に子育て不安の解消のための母親支援を行っており、ハイリスクケースについては、早期から介入し、家庭訪問などで対応しています。

► 行政の役割(今後の方針)

具体的な施策の内容	担当課
○地域の子育て支援を行う機関が、それぞれの役割を充実させ、効率よく適切な支援ができるよう連絡会などを定期的に開催し、連携を図ります。	健康福祉課
○子ども・子育て支援新制度を活用し、多様な保育サービスの提供を図り、子育てを支援します。	学校教育課

☆福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 子育ての悩みや問題を一人で抱え込まないで、身近な人や「子育て悩み相談」などに相談する。
- 未来を担う子どもたちを家族・地域全体で育てていく。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員の子育て参加を支援しましょう。

(5) 介護における意識改革

● 現状と課題

性別役割分担意識のもと、介護の担い手は従来より女性であることが多く、そのことが、女性の就労や地域社会への参画を妨げる要因となっていましたが、全国的には、現在の介護者の状況からみると、男女平等意識の社会的な流れや、女性の社会進出により男性の介護参加は増えてきており、総務省の調査によると男性の介護のための離職率が高くなっています。

しかしながら、町民意識調査結果では、家庭での役割分担について「家族の介護や看護」は夫婦が協力して行うよりも、主に妻が行う割合の方が多く、理想的な家庭での役割分担とはかけ離れています。

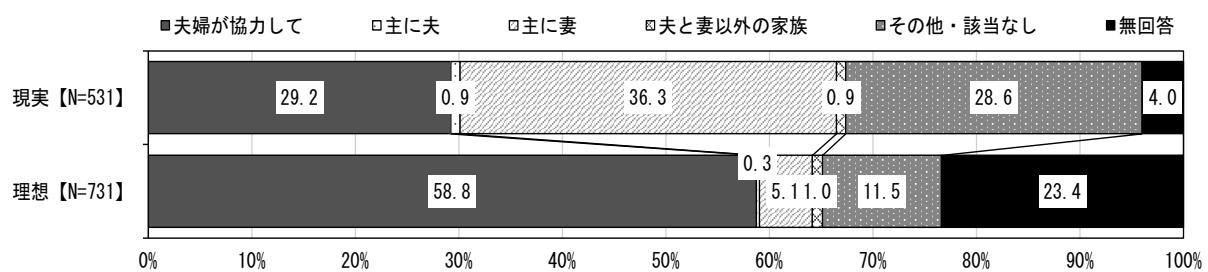


図 24 家庭での役割分担（家族の介護や看護）（令和2年度実施）

また、家庭での高齢者や病人の世話（介護）の多くは女性がしているといわれていることについて、「男性も女性もともに世話をすべきだと思う」が最も多く 50.5%、次いで「ホームヘルパー※や公的な介護制度を利用するべきだと思う」が 28.3% と続いています。

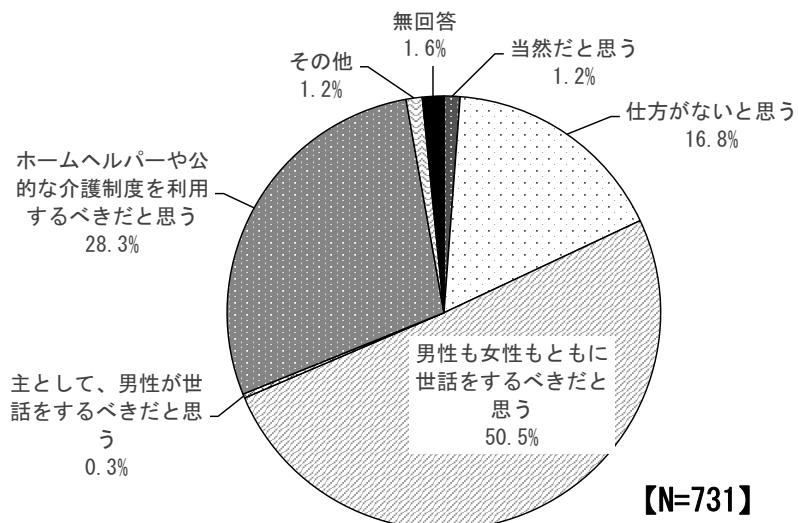


図 25 家庭での高齢者や病人の世話（介護）の多くは女性がしているといわれていること
(令和2年度実施)

これは、公的な介護サービスに関する内容が幅広く周知され、介護を担う役割のひとつとしてサービス利用への意識が高まってきたことがうかがえます。

もし介護が必要となったとき主に世話をしてもらいたい人について、「夫または妻（パートナー）」が最も多く 33.8%、次いで「病院や老人ホームなどの施設の利用」が 26.9%、「ホームヘルパー※や公的な介護制度の利用」が 26.8%と続いており、男女がともに介護に関わりやすい社会の仕組みの構築と介護における意識改革をさらに進めることが急務です。

また、近年、少子高齢化による介護人材の不足、認知症高齢者の増加、介護期間の延伸など介護問題は深刻化・複合化してきています。今後、不安や負担をより軽減し、介護に関わるためには、介護保険事業計画で 2025 年の構築を目指す地域包括ケアシステム（P62 参照）、さらには、2040 年の共生社会の実現に向けて、町民すべてが力を合わせ推進していく必要があります。そのためには、介護は社会全体で分かち合うものということを町民が認識することが大事です。

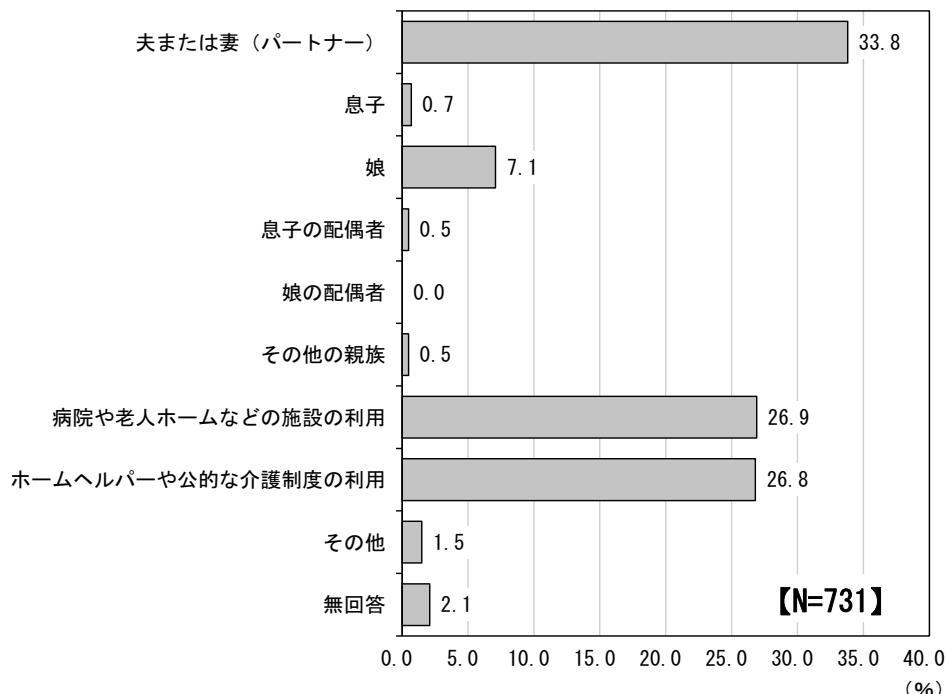


図 26 もし介護が必要となったとき主に世話をしてもらいたい人

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○介護における意識改革と介護支援に関する情報提供を行います。 ○介護をはじめとする地域のあらゆる困りごとを早期に把握し解消するための体制づくりを行います。	健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 介護方法やサービスについて、地域包括支援センターなどに気軽に相談する。
- 介護保険制度などを有効に利用しながら、家族みんなで協力して介護する。
- 地域で要介護者やその家族を支援する仕組みをつくる。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 従業員の介護参加を支援しましょう。

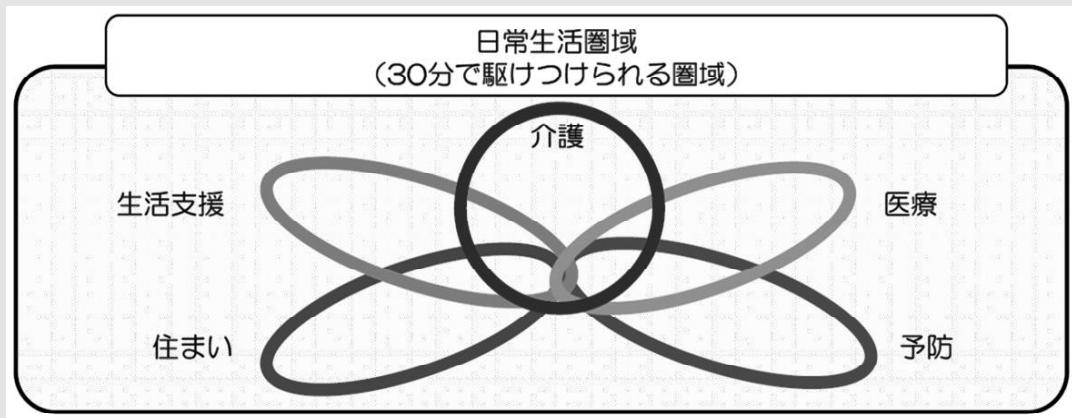
(6) 地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実

● 現状と課題

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年(2011年)に制定され、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が示されました。

★ トピック 地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。



- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 介護予防の推進
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者的人権を尊重した介護体制を確立するためには、介護保険制度などによる介護サービスの充実を図ることはもとより、老若男女すべての人がわが事としてとらえ、支援を必要とする方を社会全体で支えていくという意識を持ち、環境整備に取り組む必要があります。それには、一人ひとりが自助・互助活動の大切さを理解し、元気な頃から地域と関わりを持つことが大事です。

また、一人暮らしなど高齢世帯の方だけでなく、同居世帯であっても昼間だけ独居状態になる「日中独居高齢者」についても、地域で支える対象として考えていく必要があります。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○地域包括ケアシステムの構築に向け、地域での支援をシステム化します。	健康福祉課
○地域の「通いの場」継続支援を行うとともに、通いの場を活用し、健康寿命の延伸に向けて、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。	

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 元気な時期から自ら進んで介護予防を実践する。
- 介護方法やサービスについて、地域包括支援センターなどに気軽に相談する。
- 互助活動において、高齢者の居場所をつくり、元気な時期から地域活動に参加し、運営や企画にも参加する。
- 高齢者の見守り、声かけをする。

(7) すべての人にやさしい「まちづくり」の推進

● 現状と課題

国は、平成 17 年（2005 年）に「バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※推進要綱」を策定し、バリアフリーやユニバーサルデザインが当然のこととして理解され、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指しています。障がい者、高齢者の特性によるニーズに対応しつつ、すべての生活者・利用者の視点に立って、妊婦、子ども及び子ども連れの人なども対象とした更なるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進しています。また、公共交通機関、建築物の整備などのハード面に加え、運営に従事する職員の応対や利用に関する分かりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みを進めています。現在、ハード・ソフトの取り組みに加え、障がい者、高齢者などの困難を自らの問題として認識し、支援を必要とする方々の社会参加に協力する「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいます。

本町では、平成 5 年（1993 年）に兵庫県の「福祉のまちづくり条例※」が施行されたことを受け、県条例に基づく、障がい者、高齢者、妊婦、子ども連れ、外国人などすべての人にやさしいまちづくりを進めており、町内の小中学校において、児童生徒が車いす、アイマスクを用いた体験活動を行い、「心のバリアフリー」に取り組んでいます。

平成 28 年（2016 年）4 月に「障害者差別解消法※」が施行されました。障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、障がいのある人に対する「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁じています。同法は、行政機関や民間企業などを対象としており、全ての人が障がいのある人への理解を深めることは、共生する社会を実現する上で非常に大切なことです。

★ トピック 「不当な差別的扱い」と「合理的配慮の不提供」について

【不当な差別的扱い】

- ①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいを理由に、区別（分けること）や排除、制限をすること
- ②車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障がいに関する理由にして、区別や排除、制限をすること

ただし、上の①、②の行為が、だれが見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

【合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）】

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。

ただし、その事業者などにとって大きすぎるお金がかかる場合などは合理的配慮を行わなくとも差別なりません。

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○「障害者差別解消法」について啓発を行い、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会を目指します。	すべての課
○「バリアフリー新法※」や兵庫県「福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を推進します。	まちづくり課 健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 障がい者、高齢者などの困難を自らの問題として認識し、支援を必要とする方々の社会参加に協力する。

(企業のみなさんにお願いすること)

- 不便を感じている従業員のことを理解し、協力しましょう。
- 「心のバリアフリー」教育を行いましょう。
- 障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、多様な働き方が可能となる環境を整備しましょう。
- 施設・製品・情報を障がい者や高齢者などのニーズに配慮したものにしましょう。

5. 【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

配偶者などからの暴力は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。どんな理由があっても決して許されるものではありません。

しかし、DVは家庭内において行われることが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が薄い、被害者自身も人権を侵害されているという意識が薄い場合が多いことに加え、被害者は恐怖心や無力感、羞恥心などから外部へ訴えられない場合も多く、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。さらに近年は、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

このような状況を改善し、すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを十分認識し、暴力を容認しない社会風土を醸成することが不可欠となります。また、DV被害者の安全確保をはじめ、生活再建のための支援において、町民の最も身近に存在する市町村が果たすべき役割は重要なものとなっています。

本町では、これまで以上にDVの防止に向けた啓発や教育を進めるとともに、DV被害者の相談から保護、自立までの切れ目ない支援を総合的・体系的に推進することを目的に、「福崎町配偶者等暴力（DV）対策基本計画」を策定しました。

（1）DV被害の早期発見と相談体制の整備

● 現状と課題

DV被害は本人の意識や社会的な理解が不十分なため、潜在化している状況にあります。

また、DV被害は虐待へと形を変え、子どもにも影響を及ぼす可能性があることから、早期発見につながる体制づくりが重要です。子どもの健診、被害者の心の病や怪我の治療、各種相談窓口における相談をとおして、適切な対応が求められます。

本町では、啓発用リーフレット・冊子などを窓口で配布し、相談窓口を紹介するとともに、相談者に対する助言・情報提供などを行っています。また、必要に応じて、県の母子相談員を紹介しています。住民生活課の窓口で相談を受けた場合は、支援措置制度の説明をし、対応しています。

町民意識調査結果では、夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験があるかについて、「今までなかった」が最も多く80.7%、次いで「過去に一、二度あった」が12.0%と続いており、男女別年齢別に比較すると、『今までにあった（「ほとんど毎日」「週一、二度あった」「月に一、二度あった」「過去に一、二度あった」の合計）』において、男性より女性の方が8.1ポイント差と多く、40歳代・60歳代・70歳代で約2割、20歳代・30歳代・50歳代で約1割がDVを受けた経験があることが分かります。

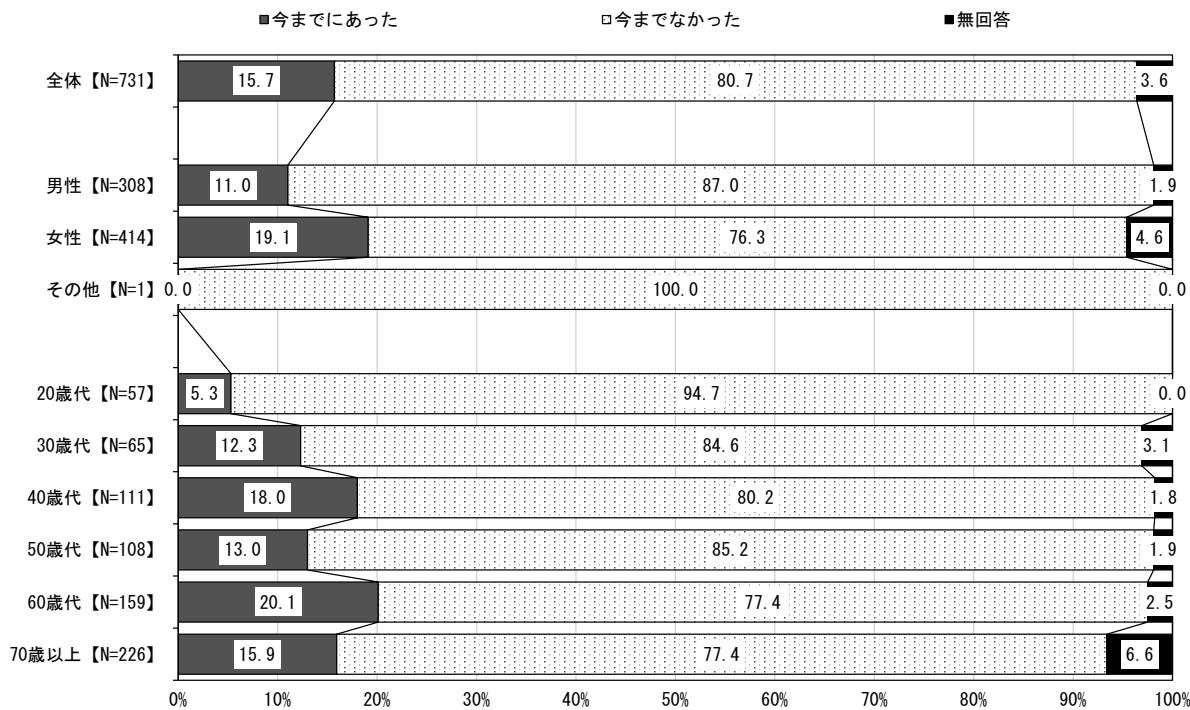


図 27 夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験の有無
(令和2年度実施)

また、夫婦や恋人・パートナーから身体的・精神的・経済的な暴力（DV）を受けた経験がある方に、暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか聞いたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も多く 55.7%、次いで「家族や親戚に」が 29.6%、「友人・知人に」が 16.5%と続いており、公共機関の相談窓口を認知していない状況がうかがえます。町民が安心して相談できる相談支援窓口の周知を図る必要があります。

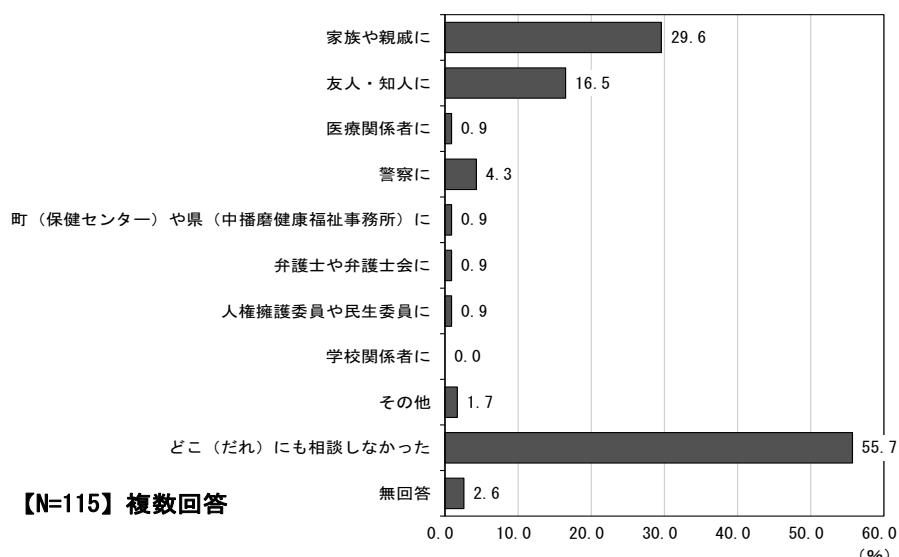


図 28 暴力（DV）を受けた後にどこ（だれ）かに相談したか（令和2年度実施）



トピック 住民基本台帳事務における支援措置申出について

市町村の住民基本台帳事務*において、DV、ストーカー行為*等及び児童虐待の加害者が、住民票の写しなどの交付制度などを不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止するための被害者保護の支援措置の実施をしています。

◆内容

- ・加害者（同一世帯の者を含む）やその代理人からの住民票の写しなど（住民票・住民票除票・戸籍の附票）の請求を制限します。
- ・なりすまし防止のため、支援措置申出者などの代理人又は使者からの住民票の写しなどの請求を拒否します。（原則委任状を利用しての請求はできません）
- ・なりすまし防止のため、支援措置申出者などからの住民票の写しなどの郵送による請求は原則認められません。
- ・第三者（弁護士等八業士・法人・債権者など）からの住民票の写しなどの請求は、関係文書の提示などによる請求理由の確認を行うなど厳密な審査を行います。
- ・被害者本人が住民票の写しなどの請求をされる場合は、本人確認書類（運転免許証・保険証など）を持参していただきます。
- ・住民基本台帳の閲覧のリストから外し、第三者の閲覧を防止します。

◆対象者

- ・福崎町の住民基本台帳に記録されている方
- ・以下、（1）～（4）いずれかの状態にあてはまり、警察へ被害届（相談を含む）を提出している方、または被害届（相談を含む）を提出する予定の方
 - （1）配偶者からの暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある。
 - （2）ストーカー行為などの被害者であり、かつ、更に反復してつきまといなどをされるおそれがある。
 - （3）児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがある。
又は監護などを受けることに支障が生じるおそれがある。
 - （4）その他（1）～（3）に準ずる状態にある。（例えば、交際相手から暴力を受けている場合や児童の年齢が18歳に達した後も引き続支援を必要とする場合など）

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○被害者への対応スキル向上を目指すとともに、庁舎内や関係機関との連携を密にし、適切な対応ができるような体制を整備します。	健康福祉課
○相談窓口の周知やプライバシーに配慮した相談室を確保するなど、相談しやすい体制を整備します。	
○啓発活動や広報などによりDVに関する情報提供を行い、町民に対して問題意識の向上を図り、被害者の早期発見につなげます。	住民生活課 健康福祉課

☆彌 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- 親しい間柄でも暴力や暴言は許さないという認識を持つ。
- DV被害にあったり、周りの人がDV被害にあっていることに気づいたときは、警察や保健センターなどの公的機関に相談する。

(2) DV根絶に向けた啓発・教育の推進

● 現状と課題

DVは、いかなる理由であれ、被害者の人権侵害であり、生命・身体・精神に重大な危害を与える犯罪行為です。家庭という密室の中では、長期にわたり反復的に行われることも少なくないため、子どもの成長・人格に影響を与えます。

暴力が起こる背景には、男女の固定的な性別役割分担、社会的、経済的な力の格差などの問題があるとされています。誰もがDVなどの加害者や被害者にならないよう、一人ひとりがDVに関する正しい知識を身につけ、理解を深めることができるよう、DV被害の実態やDVの特徴・背景などについて啓発を行う必要があります。

本町では役場窓口や相談窓口など、町民が目につきやすいところに関係資料を置いています。さらに、児童虐待予防月間（11月）にリーフレットを配布し、町民の児童虐待に対する関心を高めています。一方、思春期支援教室において、助産師が小中学校へ出向き、健全な家庭を築いていくための思春期教育を実施していますが、高校や大学へのDV防止に向けた啓発はできていません。

町民意識調査結果では、男女間における暴力（DV）を防止するために必要なことについて、「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」が最も多く66.2%、次いで「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が54.7%、「加害者への罰則を強化する」が44.2%と続いている。学校教育においてDV防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていく必要があります。

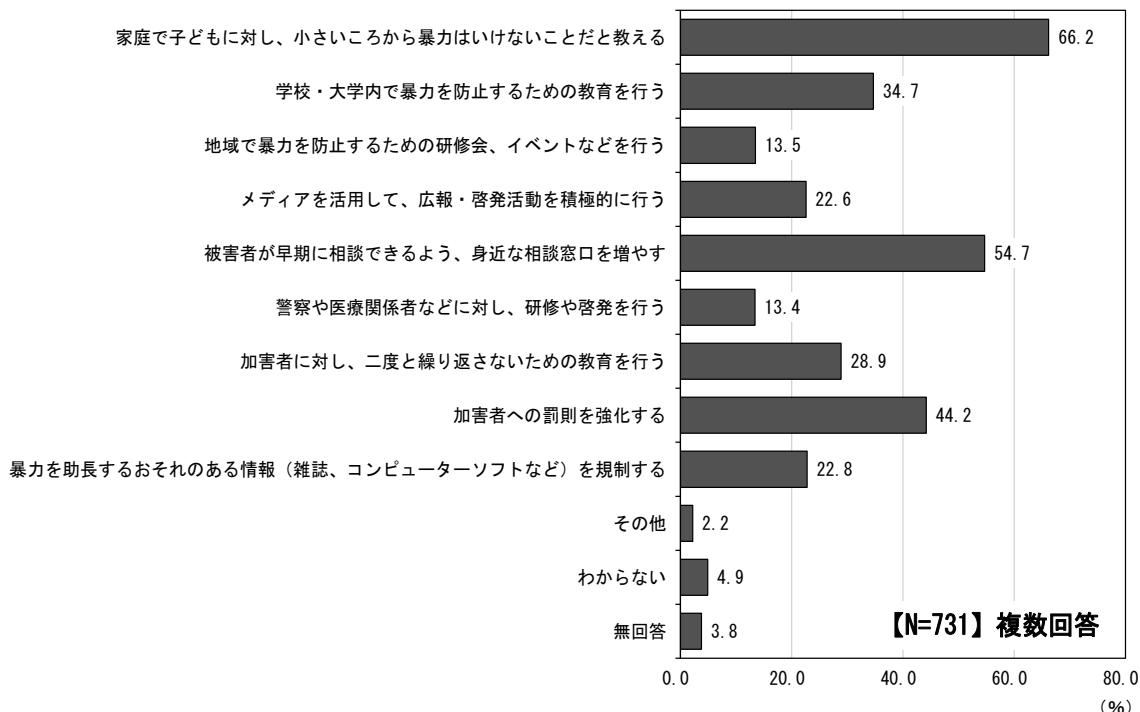


図29 男女間における暴力（DV）を防止するための必要なこと（令和2年度実施）

近年では、親しい間柄にある若者の間の暴力であるデートDVについても、深刻な被害が報告されていることから、デートDVを防止のための取り組みが重要です。本町では、毎年7月の青少年非行防止強調月間に、インターネットの利便性と危険性（リベンジポルノ※の危険性やフィルタリング※の必要性など）について記事にし、性犯罪にまきこまれないよう啓発を行っています。

町民意識調査結果では、DVについて「知っている」割合は約9割となっており、デートDVについては5割と低い状況です。デートDVについては、将来、DVとして深刻化する恐れもあることから、デートDVに向けた効果的な教育・啓発も求められます。

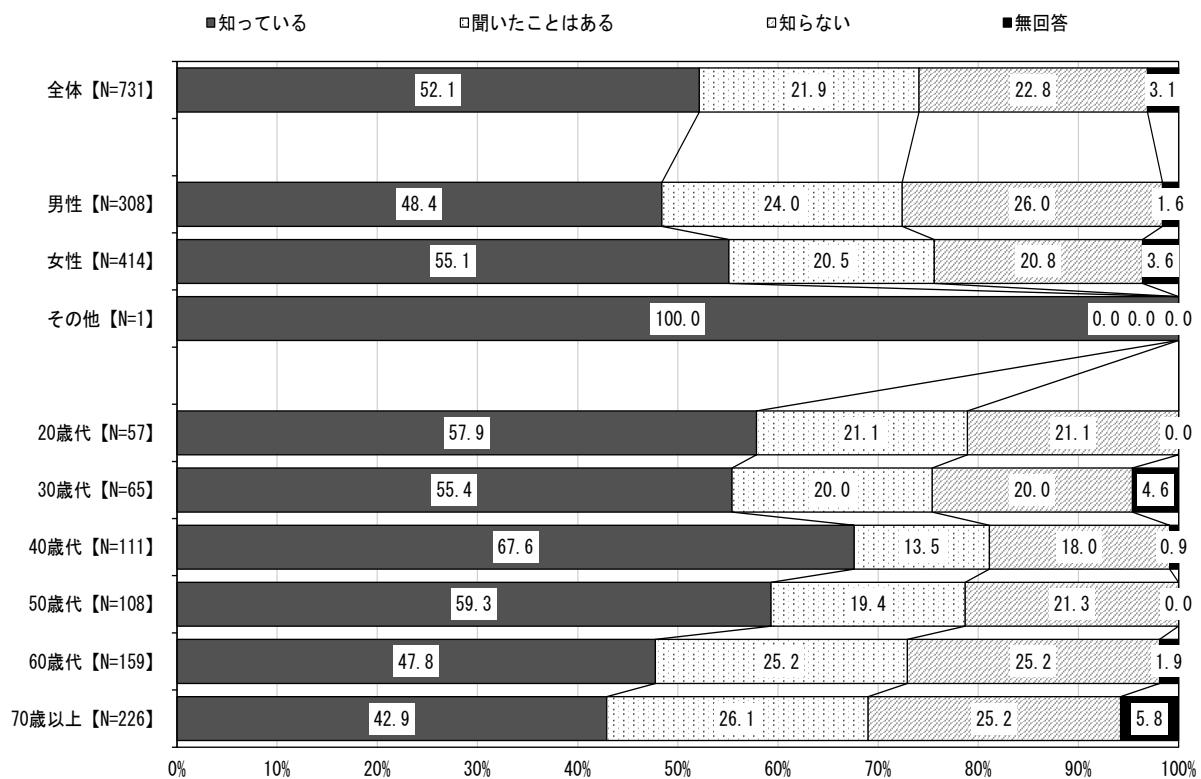


図30 デートDVの認知度（令和2年度実施）

トピック 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークについて

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



☆トピック パープルリボン運動について

子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとすることを目的として、平成6年(1994年)、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。



▶ 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○小中学生に対し、思春期支援教室などの健康教育を成長発達段階に応じて計画的に展開します。	健康福祉課
○広報・リーフレットやホームページなどで、DV防止に関する正しい知識を提供していきます。	健康福祉課 社会教育課 学校教育課

☆福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- DVは人権侵害であるという強い意識を持つ。
- 自分を大切にし、相手も大切にする。また、考え方や価値観の違いを認める。
- デートDVに対して問題意識を持つ。

(3) DV被害者への支援体制の整備

● 現状と課題

本町におけるDVの相談件数は少なく、年間数件です。その理由として、相談窓口がDV専門でなく、一般相談と同じであるため、相談しにくいこととなっていると考えられます。

本町では、保健センター職員が、電話・面接などによるDV相談に応じています。要保護児童対策地域協議会のDV部会において相談事案を協議し、情報の共有を図っています。姫路こども家庭センターや警察と連携を図り、被害者の個人情報保護に細心の注意を払いながら、被害者及びその家族に対する安全確保が重要です。

また、被害者が一時保護後、真にDVから逃れ、自立に向けた生活がスタートできるよう、住宅など、生活の安定に向けた支援や、被害者や子どもの心身のケアなど、継続した支援を行う必要があります。

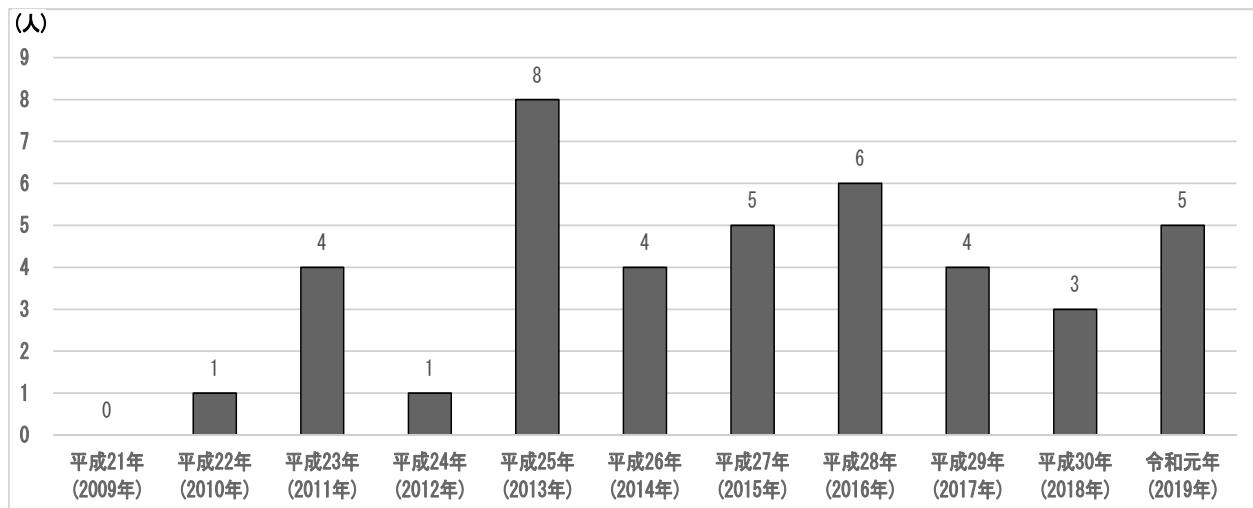


図 31 DV相談件数の推移

資料：保健センター

► 行政の役割(今後の方向性)

具体的な施策の内容	担当課
○DV被害者の支援体制の整備・充実を行います。	住民生活課 健康福祉課
○DV被害者の情報管理を徹底します。	
○DV被害者的心身のケアを行います。	住民生活課 健康福祉課 学校教育課

☆彡 福崎町男女共同参画の実現に向けて

(町民のみなさんができること)

- DVの被害にあったときは、一人で悩みを抱え込まずに、周囲の人や公的機関に相談する。
- 支援制度についての知識を得る。

第4章 計画の推進体制

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理するとともに、様々な機関などとの連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

1. 推進体制の整備

- 本町における男女共同参画社会の実現を、町の様々な主体が連携して総合的に進めるための機関として「男女共同参画推進協議会（仮称）」の設置を検討します。「男女共同参画推進協議会（仮称）」は、住民、企業、各種団体（自治会、ボランティア団体）、行政など各主体の代表によって構成し、各種団体との意見交換、町民の意見集約などを行います。また、施策全体の進捗を管理し、課題の抽出や施策の改善を図るなど、計画の総合的かつ効率的な推進を支援します。
- 本計画を着実に推進するため、庁内の各課代表を構成員とした「男女共同参画庁内推進委員会（仮称）」を設置し、計画に基づく施策の推進及び進行管理を行います。

2. 計画推進のための連携強化

- 本計画の効果的な実施のために情報交換を行うなど国や県と連携、協調を図ります。
- 男女共同参画の推進は、行政のみの力でできるものではありません。あらゆる分野で町民一人ひとりの自主的な取り組みが必要となります。町民が自主的な取り組みを行えるようあらゆる情報提供や相談支援を行います。
- 男女共同参画をあらゆる場で実現するためには、企業においても積極的な取り組みを行う必要があります。企業への情報提供や、企業との意見交換など、課題解決のための積極的な取り組みを促進します。
- 地域のリーダーや活動の推進力となる各種団体と緊密な連携を取り、町民の自主的な活動を促進します。各種団体との情報交換、各種団体の活動の支援、施策実施における協力要請など、各種団体との連携強化を推進します。

3. 計画推進のための活動基盤の整備

男女共同参画施策を推進していくためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究などの様々な活動拠点の整備・充実が必要です。

今後、本計画に掲げられた施策を確実に実施していく拠点として、また、情報収集・発信や各種相談など、町民の活動のための拠点として、さらには町民同士の交流の場として、自由に、気軽に町民が集える拠点施設の整備が必要となってきます。

第5章 数値目標

福崎町男女共同参画基本計画の進行管理において、5つの基本目標の進捗状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

【基本目標1】男女が互いの人権を尊重する社会の実現

No	目標項目	実績値	現状値	目標値 (令和7年度)	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対（どちらかといえば含む）された方の割合	51.9% (平成27年度)	64.3% (令和2年度)	80.0%	社会教育課
2	男女共同参画に関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	2回/年度	社会教育課
3	男女共同参画に関するサルビアセミナー講座の実施回数（男女共同参画週間）	0回/年度 (平成27年度)	0回/年度 (令和2年度)	1回/年度	社会教育課

【基本目標2】すべての女性が活躍できる社会の実現

No	目標項目	実績値	現状値	目標値 (令和7年度)	担当課
1	審議会など委員総数に占める女性の割合	27.4% (平成26年度)	27.4% (平成26年度)	37.0%	すべての課
2	女性農業委員数	0人 (平成27年度)	1人 (令和2年度)	2人	農林振興課
3	管理職（町職員）の女性割合	12.0% (平成27年度)	13.0% (令和2年度)	20.0%	総務課
4	消防団への女性登用	0人 (平成27年度)	0人 (令和2年度)	2人	住民生活課
5	男性職員（町職員）の育児休業などの取得割合（子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む）	16.7% (平成27年度)	11.1% (令和元年度)	50.0%	総務課
6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉と内容を知っている割合	20.0% (平成27年度)	29.8% (令和2年度)	80.0%	地域振興課 社会教育課
7	県実施の「女性のためのチャレンジ相談※」の活用	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	1回/年度	地域振興課 社会教育課

【基本目標3】男女共同参画を推進する教育の充実

No	目標項目	実績値	現状値	目標値 (令和7年度)	担当課
1	生涯楽集データバンク「まちの先生」の利用件数	84件/年度 (平成26年度)	48件/年度 (令和元年度)	90件/年度	総務課
2	思春期支援教室の開催回数	25回/年度 (平成26年度)	23回/年度 (令和元年度)	25回/年度	健康福祉課

【基本目標4】誰もが安心して暮らせる福祉の充実

No	目標項目	実績値	現状値	目標値 (令和7年度)	担当課
1	ひとり親家庭への支援一覧パンフレットの作成	0種類 (平成27年度)	0種類 (令和2年度)	1種類	住民生活課 健康福祉課 学校教育課
2	子育て参加状況アンケート「子育てに父親は協力的か」での「協力的」と回答した割合	89.1% (平成26年度)	91.6% (令和元年度)	100.0%	健康福祉課
3	学童保育※時間の延長	午後6時まで (平成27年度)	午後7時まで (平成29年度以降)	午後7時まで	学校教育課

【基本目標5】配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

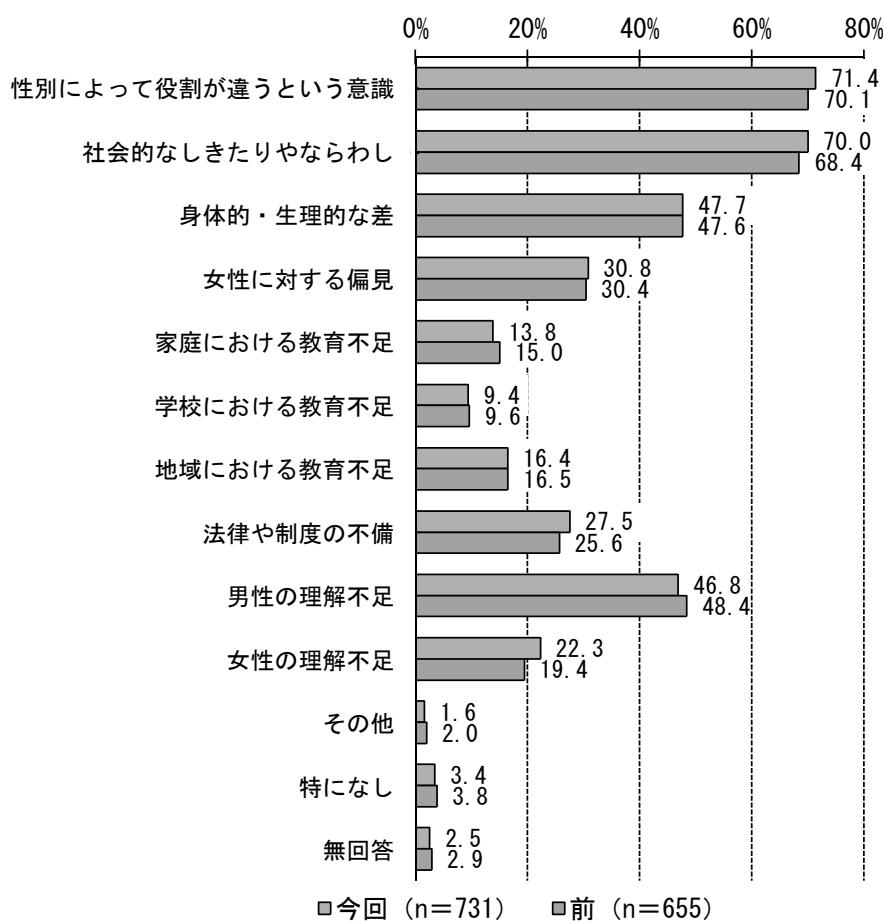
No	目標項目	現状値	現状値	目標値 (令和7年度)	担当課
1	若年層へのデートDVに関する啓発回数	0回/年度 (平成27年度)	12回/年度 (令和元年度)	4回/年度	健康福祉課
2	DVに関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	4回/年度	健康福祉課
3	DVを受けた後、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	49.6% (平成27年度)	55.7% (令和2年度)	—	健康福祉課

資料編

福崎町民の男女共同参画の意識

(1) 男女不平等の原因について

社会において男女の不平等が生じる原因については、「性別によって役割が違うという意識」が71.4%で最も多く、次いで「社会的なしきたりやならわし」が70.0%、「身体的・生理的な差」が47.7%となっています。前回調査と比較すると、前回とほぼ同様の結果となっています。

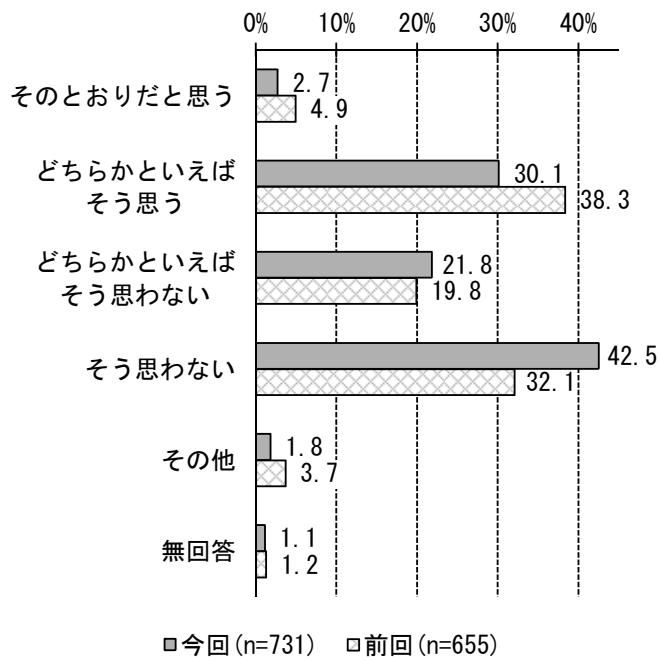


資料：平成27年度・令和2年度実施
福崎町男女共同参画に関する町民意識調査より

※「その他」主な意見・・・「自己中心的な考え方」「社会環境」「生物学的な違い」「世代・地域」

(2) 男女の役割についての考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が42.5%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が30.1%、「どちらかといえばそう思わない」が21.8%となっています。前回調査と比較すると、“賛成”は10.4ポイント減少し、“反対”は12.4ポイント増加しています。

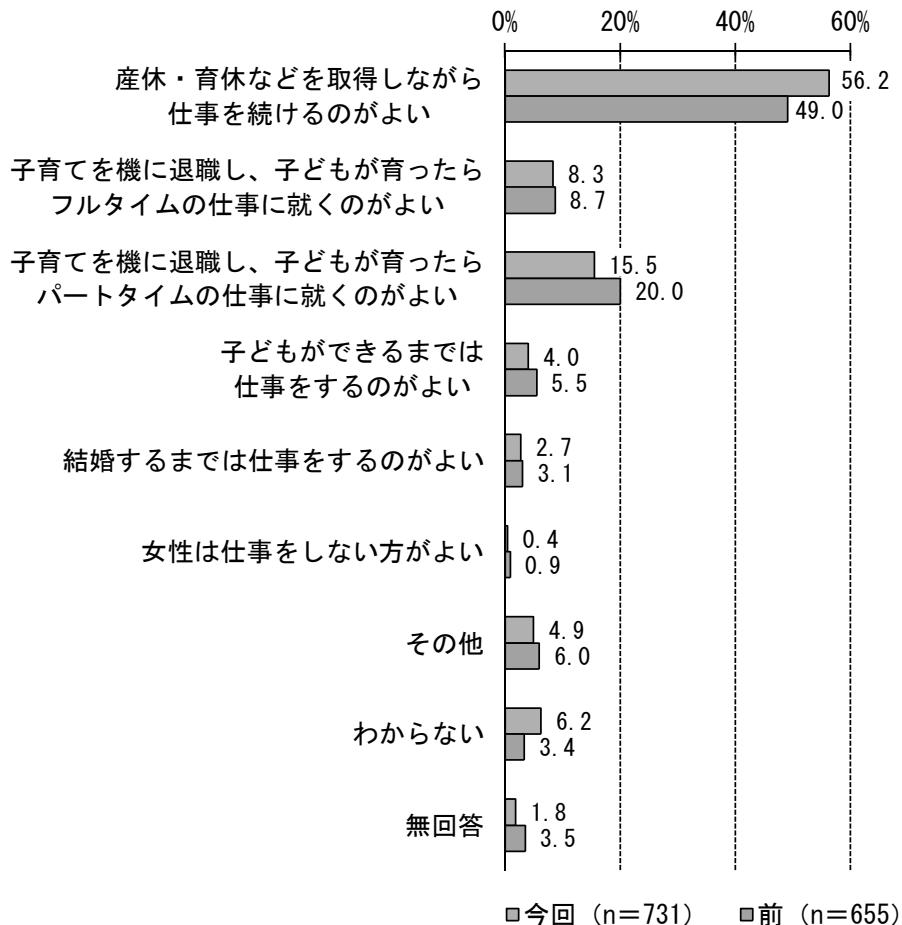


資料：平成27年度・令和2年度実施
福崎町男女共同参画に関する町民意識調査より

※「その他」主な意見・・・「そうありたいが実現が困難である」「男女が協力し合うのが良い」「どれがいいとは一概に言えない・わからない」

(3) 女性の仕事について

あなたは女性が仕事をすることについて、「産休・育休などを取得しながら仕事を続けるのがよい」が 56.2% で最も多く、次いで「子育てを機に退職し、子どもが育ったらパートタイムの仕事に就くのがよい」が 15.5% となっています。前回調査と比較すると、「産休・育休などを取得しながら仕事を続けるのがよい」が 7 ポイント増加し、「子育てを機に退職し、子どもが育ったらパートタイムの仕事に就くのがよい」が 5 ポイントの減少となっています。

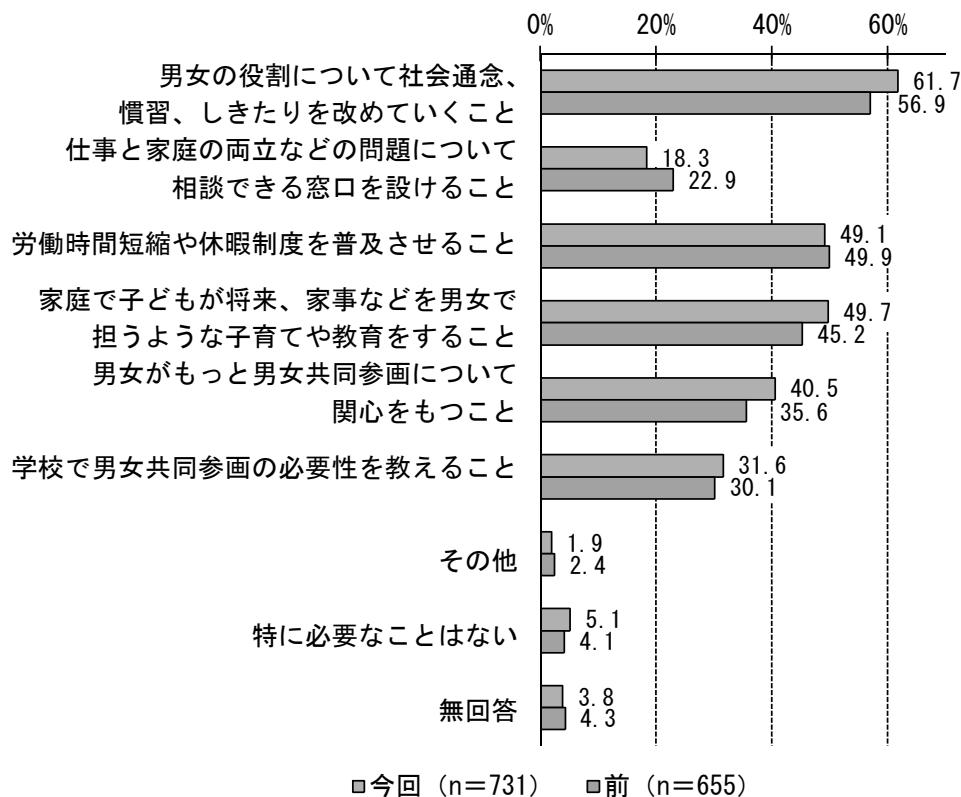


資料：平成 27 年度・令和 2 年度実施
福崎町男女共同参画に関する町民意識調査より

※ 「その他」主な意見・・・「家庭内で決めればよい」「経済状況・環境による」「経済的問題がなければ仕事をしなくてよい」「本人の自由」

(4) 男女共同参画のために必要なこと

今後、仕事・家庭などあらゆる分野に男女がともに積極的に参加していくためには、「男女の役割について社会通念、慣習、しきたりを改めていくこと」が 61.7%で最も多く、次いで「家庭で子どもが将来、家事などを男女で担うような子育てや教育をすること」が 49.7%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」が 49.1%となっています。前回調査と比較すると、「男女の役割について社会通念、慣習、しきたりを改めていくこと」、「家庭で子どもが将来、家事などを男女で担うような子育てや教育をすること」、「男女がもっと男女共同参画について関心をもつこと」が 5 ポイント増加しています。

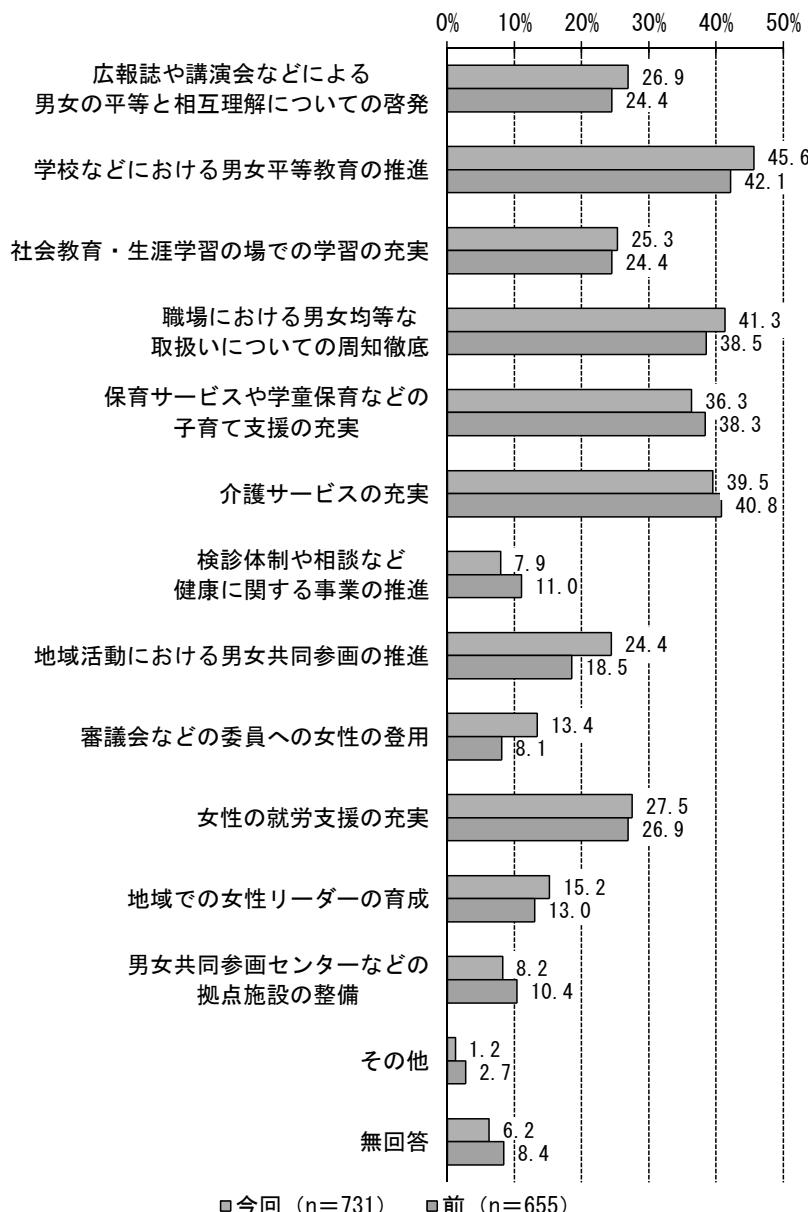


資料：平成 27 年度 ・ 令和 2 年度実施
福崎町男女共同参画に関する町民意識調査より

※ 「その他」 主な意見・・・「社会の環境づくり」「互いを思いやる気持ち」「賃金／休暇の平等化」

(5) 男女共同参画についての考え方

男女共同参画社会を実現するために、「学校などにおける男女平等教育の推進」が45.6%で最も多く、次いで「職場における男女均等な取扱いについての周知徹底」が41.3%、「介護サービスの充実」が39.5%となっています。前回調査と比較すると、「男女の役割について社会通念、慣習、しきたりを改めていくこと」、「家庭で子どもが将来、家事などを男女で担うような子育てや教育をすること」、「男女がもっと男女共同参画について関心をもつこと」が5ポイント増加しています。



資料：平成 27 年度・令和 2 年度実施
福崎町男女共同参画に関する町民意識調査より

※「その他」主な意見・・・「プラス時間」「全員の自覚＝意識付け＝啓発？全てが同条件？」「男女共同参画社会は絵に書いた餅」「女性の登用、育成と考えず向いている人がすればいい。全員男性でも女性でも良い、」

福崎町男女共同参画基本計画策定経過

日程	内容
令和2年10月1日（木）	<u>第1回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 町長あいさつ 3. 委嘱書交付式 4. 委員自己紹介 5. 委員長・副委員長の選出について 6. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①福崎町男女共同参画基本計画の中間見直し方針について ②福崎町男女共同参画基本計画の検証について ③福崎町男女共同参画に関する町民意識調査報告について ④福崎町男女共同参画基本計画策定スケジュールについて ⑤意見交換 7. その他 8. 閉会
令和2年11月13日（金）	<u>第2回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①施策の方向と内容（修正案）【基本目標1～5】について 4. その他 5. 閉会
令和3年1月13日（水）	<u>第3回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①福崎町男女共同参画基本計画見直し素案の検討 ②パブリック・コメントについて 4. その他 5. 閉会

日程	内容
令和3年2月4日（木）～ 令和3年2月19日（金）	<p><u>パブリック・コメントの実施</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 閲覧場所 <ul style="list-style-type: none"> ・福崎町ホームページ ・福崎町教育委員会（土・日曜日及び祝祭日は休み） ・福崎町役場ロビー情報公開コーナー（土・日曜日及び祝祭日は休み） ・福崎町図書館（月曜日は休み） ・福崎町文化センター（月曜日は休み） ・福崎町八千種研修センター（水曜日は休み） 2. 提出方法 <p>住所、氏名、ご意見などを記入の上、FAX、Eメール、郵送または教育委員会社会教育課へ直接提出</p> 3. 意見数 <p>20件</p>
令和3年3月10日（水）	<p><u>第4回福崎町男女共同参画基本計画策定委員会</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. あいさつ 3. 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ①パブリック・コメントでの意見集約について ②福崎町男女共同参画基本計画最終案の確認 4. その他 5. 閉会

福崎町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成を総合的に推進する基本的な計画として、福崎町男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）を策定及び見直し（以下「策定等」という。）をするにあたり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、福崎町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な次の事項について検討する。

- (1) 計画の策定等に関すること。
- (2) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、町長が委嘱した日から計画の策定等が完了するまでとする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

福崎町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	坂本 ひとみ	学識経験者（神戸医療福祉大学）
副委員長	谷本 敬三	区長会
委員	田中 純美	社会教育委員会
〃	石野 久美子	女性委員会
〃	森藤 真由美	福崎町民生児童委員
〃	池田 節代	人権擁護委員
〃	広岡 正美	福崎町商工会
〃	高次 均	福崎工業団地協議会
〃	中田 貴子	公募による委員
〃	尾藤 由香子	公募による委員
〃	柴田 みつ子	公募による委員

事務局

氏名	課・職名
松田 清彦	社会教育課・課長
森 公宏	社会教育課・副課長兼係長
大角 英子	健康福祉課・課長補佐
鍛示 聰	社会教育課・社会教育指導員

用語集

あ

育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のことであり、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。また、次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました(施行は平成17年(2005年)4月1日)。
----------	--

か

学童保育	主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の通称です。法律上の正式名称は「放課後児童健全育成事業」で、厚生労働省が所管します。
ケース会議	要保護者を支援する関係者が参集し、情報を共有し、具体的な支援内容を検討する会議のことをいいます。必要に応じ隨時開催します。
ケアマネジャー	「介護保険制度」において、要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、介護サービス計画を作成する専門職のことをいいます。
キャリアアップ	より高い資格・能力を身につけることや経験を高めることをいいます。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。
子育て支援施設	福崎町の子育て支援の拠点として、情報を収集・提供し、他の施設等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を実施する施設のことをいいます。
子ども・子育て支援新制度	平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

子どもの人権SOSミニレター	法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に配布している便箋兼封筒のことであり、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業のことであり、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげること目的としており、このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るもので。法律上の正式名称は「乳児家庭全戸訪問事業」で、厚生労働省が所管します。

さ

在宅勤務	勤務する会社のオフィスで働くのではなく、自宅にて働く事を意味する言葉です。近年ではインターネットをはじめとした、情報通信環境の普及、充実に伴って、在宅勤務を認める会社も増え始めています。
サービス事業所	介護保険のサービスを提供する事業所のことをいいます。在宅の要介護者に対する居宅サービスは居宅サービス事業者が、在宅の要支援者に対する介護予防サービスは介護予防サービス事業者が提供します。
サルビアセミナー講座	「生き方の創造」、「男女共同参画」をキーワードに、現在の生活を見直し、心豊かで生きがいのある人生が送ることができるように、様々な知識・情報の習得、地域の人的交流の機会を提供する生涯学習講座のことです。
ジェンダー（社会的性別）	生物的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別、世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことです。
思春期支援教室	助産師等が小中学生及びその保護者を対象に、生命の誕生や命の大切さについての講話ならびに思春期（性）教育を各小中学校に出向いて行う教室のことです。
児童扶養手当	父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している養育者に対して支給される手当のことをいいます。

住民基本台帳事務	<p>住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものであり、以下に掲げる事務処理のことをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿への登録 ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認 ・児童手当の受給資格の確認 ・学齢簿の作成 ・生活保護及び予防接種に関する事務 ・印鑑登録に関する事務
障害者差別解消法	平成 25 年(2013 年) 6 月に成立・公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことであり、この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。
女性のためのチャレンジ相談	再就職や起業等をめざす女性、働き方を見直したり、何かにチャレンジしたいと考えている女性を支援するために、県立男女共同参画センターで実施している無料個別相談のことをいいます。
自律(立)のまちづくり交付金事業	<p>この交付金は、自治会が「地域のつながりを活かした地域課題を検討するしくみ」(地域総合援護システム※) を基盤として、地域活性化に取り組むために実践される「まちづくり・地域づくり活動」に対して経費を助成するものです。</p> <p>※各自治会における相互助け合いのしくみづくりのため、各種団体から構成する福祉委員会で話し合い、地域課題の共有と取り組みを行うものです。</p>
すべての女性が輝く政策パッケージ	平成 26 年(2014 年)10 月 3 日に、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、この本部で、同月 10 日決定された施策のことをいいます。
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいいます。
生産年齢人口	生産活動に従事しうる年齢の人口のことであり、15 歳～64 歳の人口を指します。

た

男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律であり、女性保護のために設けられていた時間外や休日労働、深夜業務などの規制を撤廃し、さらにセクシャル・ハラスメント防止のため、事業主に対して雇用上の管理を義務づけています。
特定事業主行動計画	平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。この法律は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために作られたものです。 国、地方公共団体も、行政機関としての立場から子どもたちの健やかな育成に取り組むのは当然ですが、同時に一つの事業主としての立場から、自らの職員の子どもたちの健やかな育成についても役割を果たしていかなければなりません。 次世代育成支援対策推進法では、このような考え方から、国や地方公共団体等を『特定事業主』と定め、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定することとなっています。
トライやる・ウィーク	中学生が職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の行き方を見つけられるよう支援する取り組みです。

は

バリアフリー	高齢者・障がい者などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することを指します。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方です。
バリアフリー新法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を一体化させたものです。この新法の目的は、建設物（商業施設など）や交通施設（駅など）についてのバリアフリー対策が、それぞれ別々に行われてきたことから、今後、一体的に整備を行うことがあります。

ふくさき日本語サロン	“誰もが暮らしやすいまちづくり”を目指して、福崎町に住む外国人の生活の中での不安をなくすため、日本語を教えたり生活情報を伝えるなど、コミュニケーションをとるための交流の場です。
フィルタリング	インターネット利用における情報閲覧の制限や受発信を制限することをいいます。
福祉のまちづくり条例	障害・高齢などでハンディキャップを持っている人が健常者と障壁・差異・差別なく公共の施設や商業施設、交通機関を利用できるように環境を整備しようとする国・自治体のバリアフリー化施策のことをいいます。
フレックスタイム制	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。
ホームヘルパー	在宅の高齢者や障害者宅を訪問して、介護サービスや家事援助サービスを提供するホームヘルプ事業の第一線の職種です。

ま

まちの子育てひろば	親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話したり、お互いに情報交換などを行っているひろばのことです。原則未就学児を対象に、絵本の読み聞かせや人形劇などの遊びを提供したり、子育ての相談に応じたり、親子体操、工作、季節の行事などの様々な体験活動が行われています。
-----------	--

や

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくため、子ども虐待防止を目的とするネットワークが設置されています。
幼保連携型認定こども園	認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のことであり、幼保連携型は幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設としての認定こども園としての機能を果たすタイプを指します。

ら

リベンジポルノ	別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真や映像を、インターネットなどで不特定多数に配布・公開する嫌がらせ行為及びその画像のことをいいます。
6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が食品加工（第二次産業）、流通や販売（第三次産業）にも業務展開している経営形態を表します。農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工費や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものです。
両立支援制度	育児・介護休業法で定められた、仕事と育児・介護の両立を支援するために設けられた制度のことです。

アルファベット

D V	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の頭文字をを略したもので、同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことをいいます。近年ではD Vの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もあります。
-----	---

福崎町男女共同参画基本計画

発行年月 令和3年（2021年）3月

発 行 福崎町教育委員会 社会教育課

〒 679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116-1

T E L 0790(22)0560 F A X 0790(22)0630

<http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/>

